

令和元年度

人権と暮らしについての意識調査

# 報 告 書



東 御 市

## はじめに

東御市では、平成16年に「東御市人権尊重のまちづくり条例」を制定し、平成18年2月に「東御市人権施策の基本方針・基本計画」を策定しました。その後、5年ごとに見直しを行い、現在は平成28年3月に改定した「東御市人権施策の基本方針・基本計画」に基づき、人権施策の推進及び人権同和教育・啓発の取り組みを積極的に推進しているところであり、その結果、市民の人権問題に関する理解と認識が深まりつつあるなど、一定の成果を収めてまいりました。

しかしながら、残念なことに現在もなお差別や偏見などによる、様々な人権侵害が発生しており、新たな人権問題も起きております。近年は人権問題が多様化、複雑化しており、人権問題を解決していくための取り組みをさらに推進していくことが必要になります。

このような現状を踏まえ、今後の効果的な人権教育・啓発の推進を図るとともに、当市が取り組むべき人権施策のあり方を検討していくうえでの基礎資料を得るために、令和元年10月に市内在住の満20歳以上の男女の方2,000名を対象に、「人権と暮らしについての意識調査」を実施いたしました。

その結果について、当市が平成26年10月に実施した「人権と暮らしについての意識調査報告書」との比較を基に考察を行い、報告書としてまとめました。

この報告書から明らかにされた市民の皆様の人権意識の現状とその課題を十分に踏まえ、より一層皆様の人権意識の高揚を目指し、人権施策・人権同和教育・啓発を積極的に推進するとともに、市政の分野で人権に配慮した行政を確立するための取り組みを進めてまいります。

最後に、この報告書が、人権問題の解決の一助となることを願うとともに、本調査にご協力いただきました市民の皆様をはじめ、この調査に多大なご尽力をいただきました関係者の方々に対し、心から御礼申し上げます。

令和2年3月

東御市長 花岡 利夫

# 目次

## 調査の概要

### 調査結果

質問 1	日本の社会では、女性、子ども、高齢者、障がい者、部落差別（同和問題）などの差別をはじめ様々な人権問題がありますが、あなたは、人権問題に関心を持っていますか。……………	1
質問 2	あなたは、日常生活の中で自分の人権が侵害されたと感じることはありませんか。……………	1
質問 3	その人権侵害はどのようなものでしたか。……………	2
質問 4	そのときどのような対応をしましたか。……………	2
質問 5	現在の日本は、人権が尊重されている社会だと思いますか。……………	3
質問 6	男女共同参画社会の実現のために、国・県・市町村において様々な取り組みを進めていますが、「男女共同参画」についてご存じですか。……………	4
質問 7	あなたは、女性に対する差別・偏見があると思いますか。……………	5
質問 8	現在、どのような面に差別の実態や意識があると思いますか。……………	6
質問 9	あなたは社会で子どもの人権が守られていると思いますか。……………	7
質問 10	現在、どのような面で子どもの人権が守られていないと思いますか。……………	8
質問 11	あなたは、高齢者に対する差別・偏見があると思いますか。……………	8
質問 12	現在、どのような面に差別の実態があると思いますか。……………	9
質問 13	あなたは、平成28年4月に施行された障害者差別解消法についてご存知ですか。……………	9
質問 14	あなたは、障がい（身体障がい・知的障がい・精神障がい）のある人に対する差別・偏見があると思いますか。……………	10
質問 15	現在、どのような面に差別の実態や意識があると思いますか。……………	10
質問 16	あなたは、平成28年6月に施行されたヘイトスピーチ解消法についてご存知ですか。……………	11
質問 17	あなたは日本に在住している外国の人に対する差別・偏見があると思いますか。……………	11
質問 18	現在、どのような面に差別の実態や意識があると思いますか。……………	12
質問 19	あなたは、平成28年12月に施行された部落差別解消推進法についてご存知ですか。……………	12
質問 20	あなたは、部落差別（同和問題）を知っていますか。……………	13
質問 21	あなたが部落差別（同和問題）について、初めて知ったきっかけは何ですか。……………	14
質問 22	あなたは、部落差別（同和問題）についてどのように考えていますか。次の中からあなたのお考えに最も近いものを選んでください。……………	14
質問 23	どのような面に部落差別（同和問題）の実態や意識があると思いますか。……………	15
質問 24	あなたが被差別部落（同和地区）出身の人と結婚しようとしたとき、親や親戚から反対されたらどうしますか。（既婚の方も未婚だと仮定してお答えください。）……………	16
質問 25	あなたのお子さんの結婚しようとする相手が、被差別部落（同和地区）出身の人であった場合は、あなたはどうしますか。（お子さんがすでに結婚されている方や現在お子さんがいない方も、ご自分のお子さんがこれから結婚すると仮定してお答えください。）……………	17
質問 26	あなたは同和問題（部落差別）を解決するにはどうしたらよいと思いますか。次の中からあなたのお考えに最も近いものを選んでください。……………	18
質問 27	あなたは、インターネットによる人権侵害に関し、現在、どのような問題が起きていると思いますか。……………	19
質問 28	あなたは、性的指向及び性同一性障害（LGBT）に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。……………	19
質問 29	人権問題についての理解を深め、人権意識を高めていくためには、今後どのような取り組みが必要だとお考えですか。……………	20
質問 30	あなたは、人権問題（女性、子ども、高齢者、障がい者、部落差別（同和問題）など）についての学習・講演会への参加や、研修を受けた事がありますか。……………	20
質問 31	今後、人権問題としてあなたが特に取り組む必要があると思うものを選んでください。……………	21
質問 32	あなたは、人権啓発を推進するためには、どのような啓発活動が効果的だと思いますか。……………	21
質問 33	人権が尊重され、差別や偏見のない明るい東御市をつくるために、あなたのご意見やご要望等がありましたら、ご記入ください。……………	22
全体考察	……………	33
資料	……………	45

# 調査の概要

## 1 調査の目的

東御市では、差別のない真に人権が尊重されるまちづくりに寄与するため、部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃と人権の擁護を図るための取り組みを推進し、一層の人権意識の普及・高揚に努めています。

この調査は市民に「人権と暮らし」について尋ね、東御市のこれからの人権施策のあり方を考える上での資料とすることを目的とするものです。

## 2 調査の対象者

東御市在住の20歳以上の全市民から、20代、30代、40代、50代、60代、70代以上の各年代を均等の割合で無作為抽出し、男女は半々の人数を対象としました。

## 3 調査の実施期間

令和元年10月1日から令和元年10月31日まで

## 4 調査の方法

郵送にて、配布及び回収を行いました。

## 5 調査結果の集計・表示方法及び数値等の取り扱い

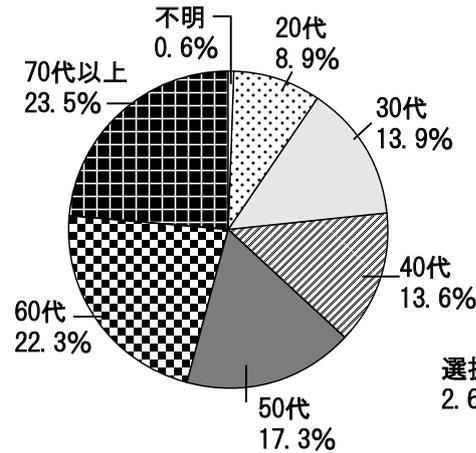
- ① 前回調査は平成26年に実施しました。
- ② 複数回答の設問では、百分比(%)の合計は、100%を超えるものもあります。
- ③ 百分比(%)は小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位までを表記しています。
- ④ 設問においては、回答項目の「その他」に記載欄を設けているもの及び回答理由の記載をお願いしたものが 있습니다。また、「その他」については、一部回答を吹き出しとして載せています。
- ⑤ 考察は、市が委嘱している人権同和教育指導委員に依頼しています。

## 6 回答の結果

2,000 人に送付した結果、722 人から返信があり、回答率は 36.1%となりました。

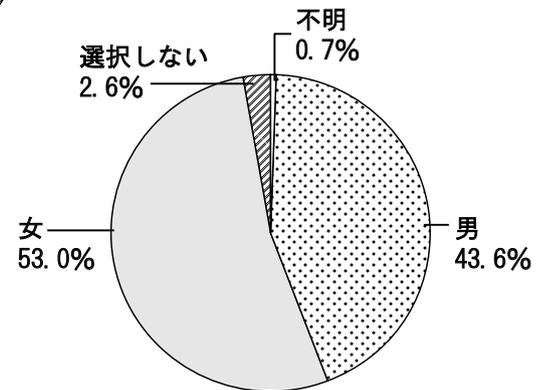
【年齢別】

	(人)
20代	64
30代	100
40代	98
50代	125
60代	161
70代以上	170
不明	4



【男女別】

		(人)	
男	女	選択しない	不明
315	383	19	5



### 【考察】

回収率 36.1%は、前回(平成 26 年度実施)の 37.6%、近隣の市の 41.7%(平成 29 年)に比較し低い。前回は前々回(平成 21 年度実施)より回収率が低かったため、前回のここでの考察に書かれていたのは、市民の皆さんへの依頼文に、意識調査の目的や必要性、調査結果の一般行政や教育行政への活かし方などについて、丁寧に記述することが大事であったのではないかとこの考察であった。

今回の依頼文には、上記の点はしっかりと書かれていたが、回収率がまた下がってしまった原因は、この意識調査の結果を啓発学習会などで、しっかり活かせなかったことや、啓発資料として市民の皆さんに十分に活用してもらえるような手立てを講じなかったことなどが反映しているのだろうか。しかし、全体の回収率が下がっている中、20 代の回収率が前回と同比率であり、30 代や 40 代がわずかであるが回収率が上がっているため、次回(令和6年度)に期待したい。

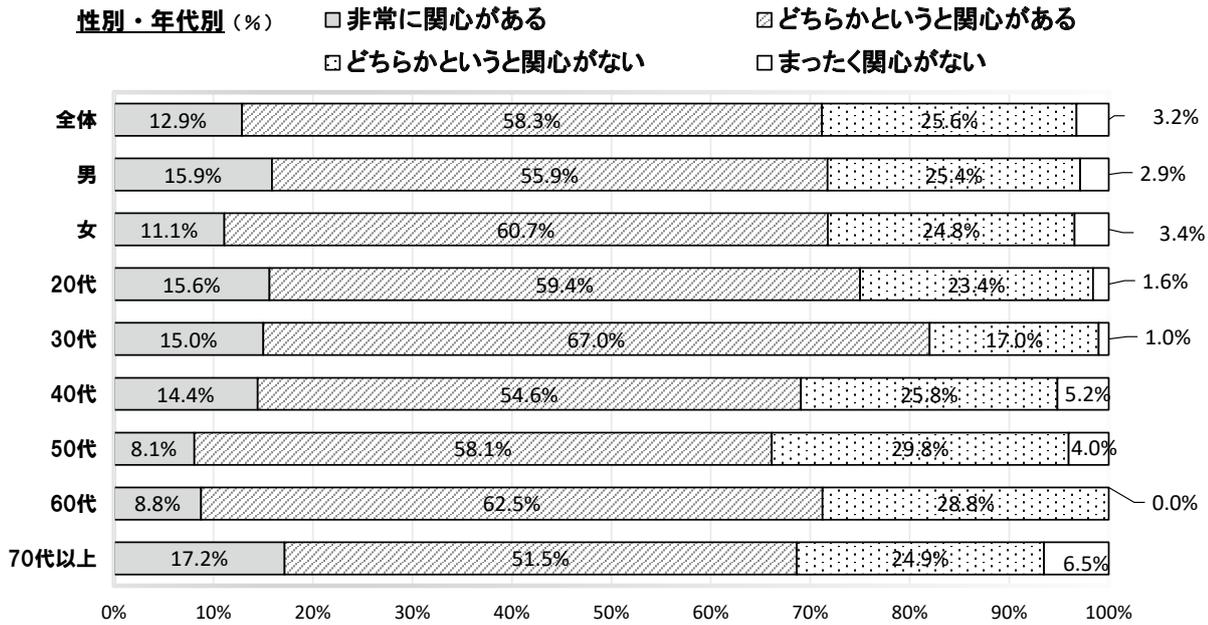
今回、回答用紙の男女別のところに、新しく入れた「選択しない」に 19 名の方がいた。前回は「不明」のところに 15 名おられたが、今考えれば、悩まれた方もおられたのではないかとと思われる。「性同一性障がい者(LGBT)」の方々が、現在しっかりと声を上げてきた中、重要な人権問題であることを考えると、これからもしっかりと考慮していかなければならない選択項目である。

## 7 考察に出てくる言葉

- ・長野県の調査報告(平成27年度実施).....「県」と表わす
- ・近隣の市の調査報告(平成29年実施).....「近隣の市」と表わす
- ・東御市の調査報告(平成26年度実施).....「前回」と表わす
- ・東御市.....「本市」と表わす
- ・今回の調査で新しく加わった項目.....「新しい選択肢」と表わす
- ・障害者.....「障がい者」と表わす
- ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律.....「障害者差別解消法」と表わす
- ・「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」・・「ヘイトスピーチ解消法」と表わす
- ・部落差別の解消の推進に関する法律.....「部落差別解消推進法」と表わす
- ・上記三つの法律.....「人権三法」と表わす

# — 調査結果 —

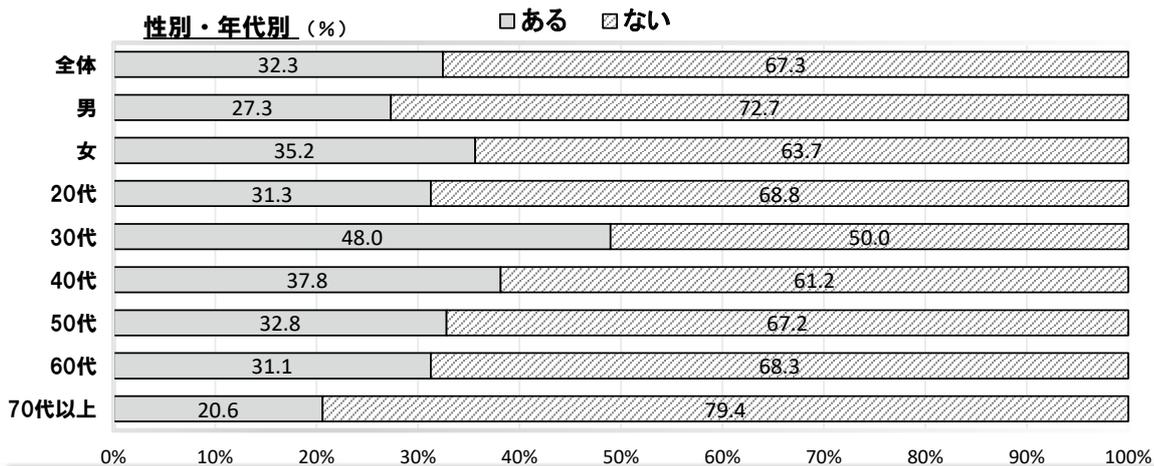
質問1 日本の社会では、女性、子ども、高齢者、障がい者、部落差別(同和問題)などの差別をはじめ様々な人権問題がありますが、あなたは、人権問題に関心を持っていますか。(回答者数715人)



## 【考察】

「非常に興味がある」と「どちらかというに関心がある」を合わせると71.2%で、前回より17.3%増えている。ここ数年虐待など子どもへの人権が守られていないことや障がい者に対する悪質な事件、また性同一性障がいの当事者などが声を上げてきたことなどから、様々な人権問題について日常生活の中で考えざるをえない状況だったことや、平成28年度に人権三法が施行されてきたことなどを合わせて、人権に対する国民の意識の高まりもあるのではないだろうか。質問30で「小・中学校の義務教育で学んだ」と答えた方が前回より非常に高くなり、様々な人権問題を「義務教育」で学んでいる方が、かなりの人数に上ってきていることも大事な要因と考える。しかし、近隣の市と比較すると10.2%、県とでは14.2%低くなっているため、啓発内容や啓発活動をさらに充実させていくことが課題である。

質問2 あなたは、日常生活の中で自分の人権が侵害されたと感じるがありますか。(回答者数 718人)



## 【考察】

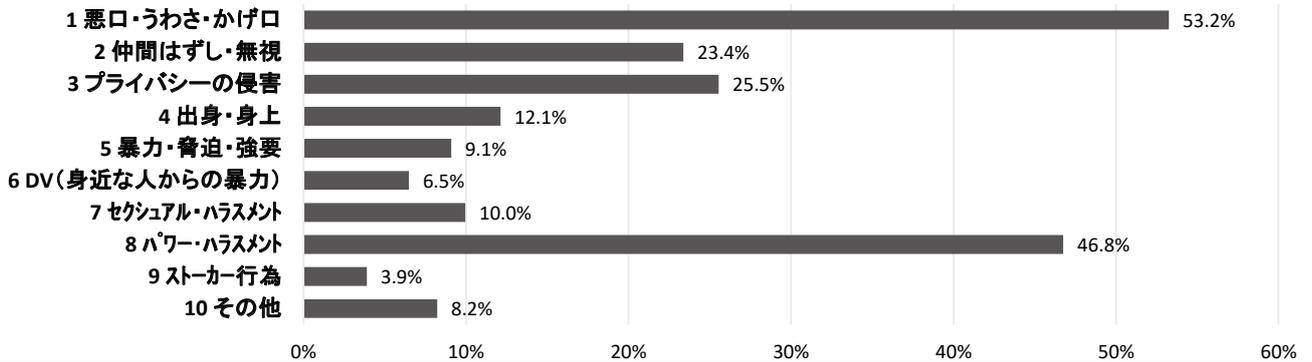
「ある」と答えた方が、前回より全体では4.3%、男性では6.8%、女性では0.5%増加しているが、男性の増加が顕著である。また、「ある」と答えた方は、前回では女性の方が男性の1.7倍であったが、今回は男性と女性の差が縮まってきている。年齢別では、前は各年代あまり差はなかったが、今回は30代の「ある」が17.4%増えている。質問1の「非常に興味がある」と「どちらかというに関心がある」も男性と30代が増加していることを考えると、人権に対する関心度が高いと「人権が侵害された」という意識も高まってくることが考えられる。30代の「ある」が一番多いのは県も同様である。本市もそうであるが、職場などで差別を感じる環境に置かれていることが考えられる。これからも様々な人権問題に対しても、関心度が高まれば人権意識の向上につながっていくことを考えると、差別解消への取り組みを真剣に考えていかなければならない。企業における人権研修がより一層重要になってくる。

質問3 質問2で「1 ある」と答えた方にお聞きします。その人権侵害はどのようなものでしたか。(複数回答可)

(回答者数 231人、回答件数 459件)

1 悪口・うわさ・かげ口	2 仲間はずし・無視	3 プライバシーの侵害	4 出身・身上	5 暴力・脅迫・強要	6 DV(身近な人からの暴力)	7 セクシュアル・ハラスメント(性的嫌がらせ)	8 パワー・ハラスメント	9 ストーカー行為	10 その他
123	54	59	28	21	15	23	108	9	19

・職場でのマタニティーハラスメント。  
・障害に関係する差別的侵害。



【考察】

前回同様「悪口・うわさ・かげ口」が一番多く、前回とほぼ同比率である。回答者の半分以上の方が答えているが、自分と考えや言動が違っている人への不満やはげ口が現れてくる行為であるが、「みんな違って、みんな良い」の精神が浸透していったところである。「パワハラされた」が前回より16.9%増え、セクハラも5.7%増加、逆に「プライバシーの侵害」は12.9%減少している。職場や会合場所での言動に対しての人権意識の向上や人権感覚の高まりの影響だろうか。パワハラ・セクハラの問題は、「される側」の気持ちに寄り添った「する側」の意識変革が要求される。今回調査して「暴力・脅迫・強要」が、前回の6人から21人に増えてきていることや、「DV」の回答者数も前回とほぼ同じで、減少していないことを考えると、相談すべきところに相談できるような対策や窓口の設置をもっと考えていかなければならない。

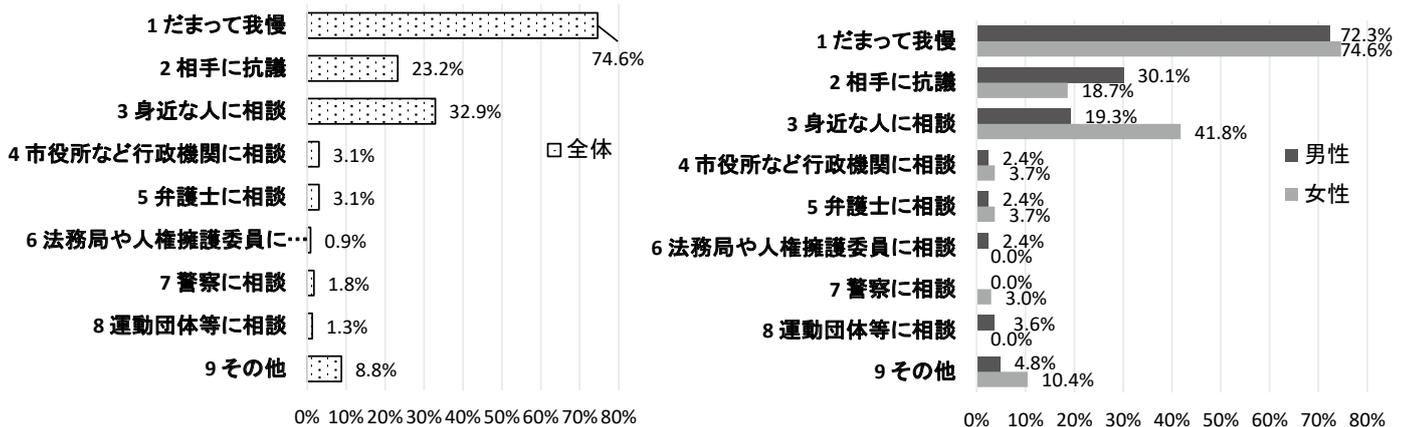
質問4 質問2で「1 ある」と答えた方にお聞きします。

そのときどのような対応をしましたか。(複数回答可)

(回答者数 228人、回答件数 341件)

1 だまって我慢した	2 相手に抗議した	3 身近な人に相談した	4 市役所など行政機関に相談した	5 弁護士に相談した	6 法務局や人権擁護委員に相談した	7 警察に相談した	8 人権問題に取り組んでいる運動団体等に相談した	9 その他
170	53	75	7	7	2	4	3	20

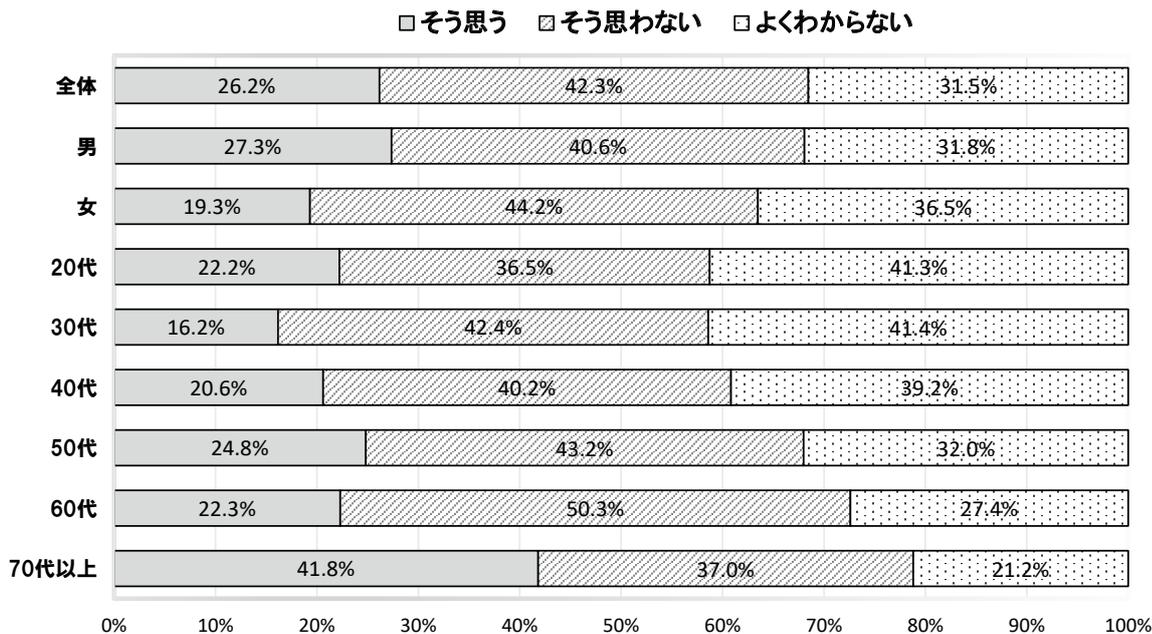
・相手にしない。  
・上司や会社の担当部署に話をした。



【考察】

「だまって我慢した」が全体でも男女でも、比率が70%を超えているということは、人権侵害にあったと考える方が10人いれば7人以上の方が「だまって我慢した」となる。人間関係が気まずい思いをしたくないと考えたり、その場の雰囲気をごわしたくないと思ったりする気持ちの現れだろうか。やはり様々な研修の場で、自分の言動が相手を傷つけていることもあるということを、気づいてもらえるような研修内容も今後考える必要が出てきている。「相手に抗議した」が前回より4%近く増えているが、きちんと相手に伝えていかなければならないという人権意識の現れでもあろうか。「身近な人に相談した」方も多くいるが、それで解決の方向が見出せばよいが、回答項目4から8の専門家や行政・関係機関などに相談している方を合わせると、人数では前回とほぼ同じであるので、質問3の考察同様、人権侵害を受けた方たちが安心して相談できる窓口があることを広く知らしめていくことが大事になってくる。同時に、相談を受ける方たちの人権意識や感覚を高める研修にも、より力を入れてほしい。

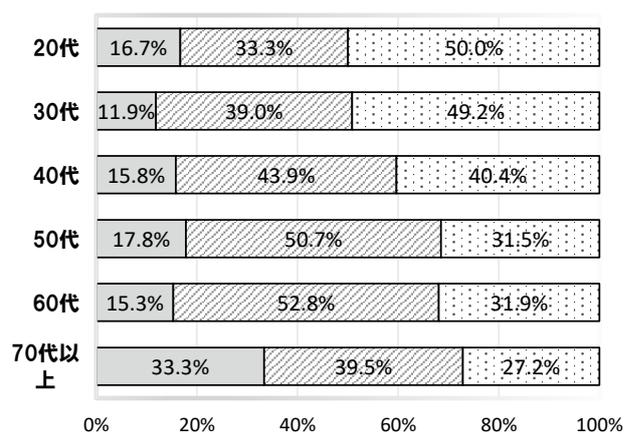
全体性別・年代別 (%)



男性年代別 (%)



女性年代別 (%)



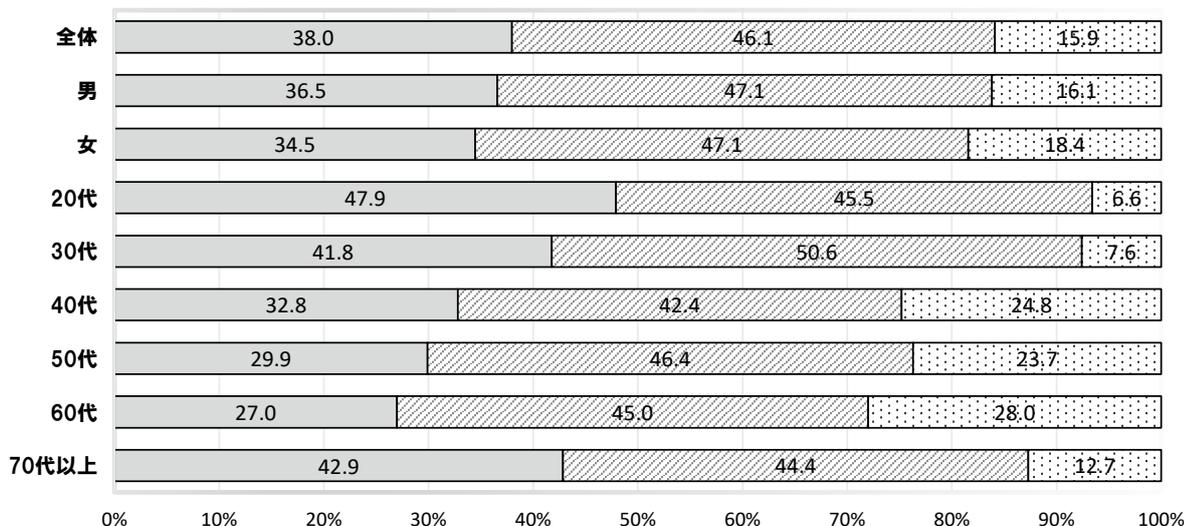
【考察】

全体で「そう思う」が前回より4.9%減り、「そう思わない」が2.2%増えているということは、質問1と質問2の考察で、人権問題への関心や人権意識の高まりが関係していると思うが、子どもや障がい者などへの陰惨な事件や職場での長時間労働、パワハラ、セクハラなどがクローズアップされてきたことも併せて、人権が尊重されていない世の中と感じ取っている人たちが増えてきたからであろう。特に女性の「そう思う」が男性より8%少なく、「そう思わない」が男性より3.6%高くなっているということは、男女共同参画の趣旨が女性には浸透してきて、男性の意識はまだまだ低いという状況であろうか。男女別に見ても、70代を除いて各年代、女性が「そう思う」が男性に比べ、かなり低くなっている。「男女共同参画社会基本法(1999年)」が施行されてから20年経っているが、もう一度、男女共同参画の趣旨や啓発内容及び活動を考え直してみる必要性が出てきている。

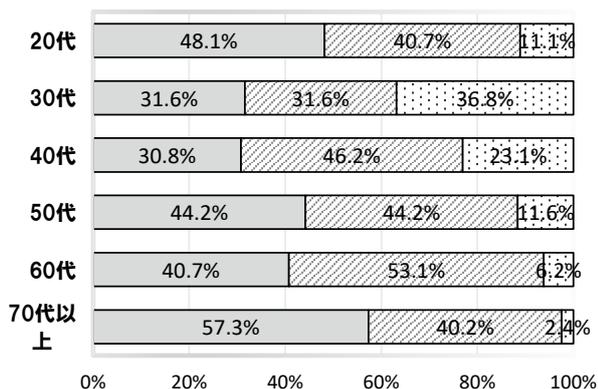
質問6 男女共同参画社会の実現のために、国・県・市町村において様々な取り組みを進めていますが、「男女共同参画」についてご存じですか。 (回答者数 711人)

全体性別・年代別 (%)

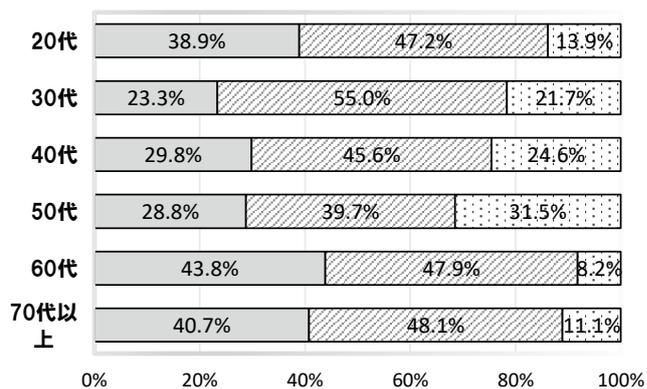
□知っている □言葉だけは知っている □知らない



男性年代別 (%)



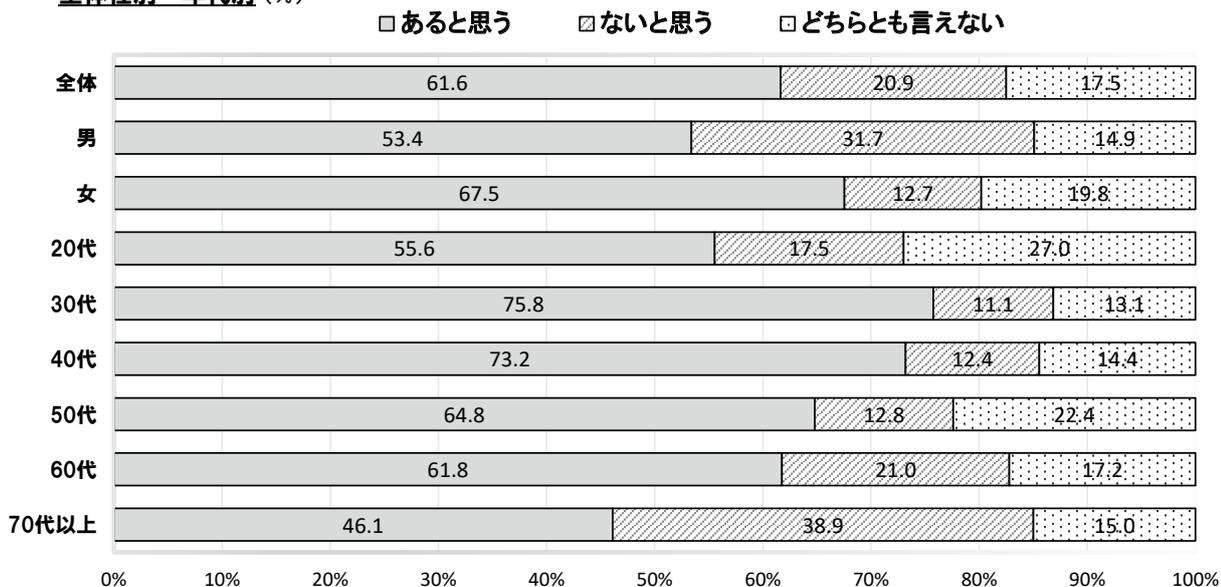
女性年代別 (%)



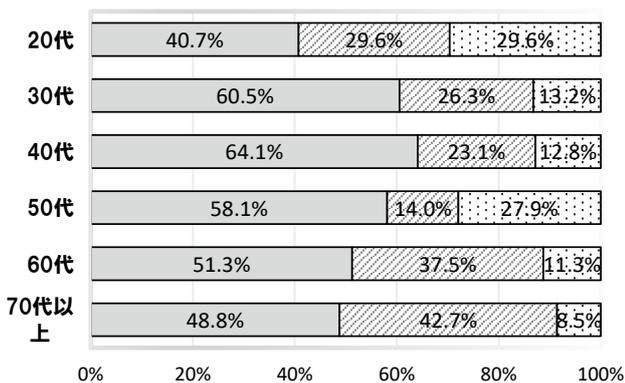
【考察】

「知っている」は、前回と比較すると全体と女性は、ほぼ同じくらいであるが、男性が10%も低くなっている。「言葉だけは知っている」と答えた方が、男女とも「知っている」と答えた方より10%より多くいる。「男女共同参画社会基本法」の施行から20年間の取り組み方においては、言葉だけが先行している傾向があり、この法律の精神を具現化するためにも、啓発内容をもっと充実していかなければならない時期にきているのではないだろうか。しかし、「知っている」は、20代、70代以上が高くなってきており、「知らない」が20代では23.4%減ってきているのは、20代は学校できちんと男女共同参画の趣旨を学んだり、70代以上は行政や男女共同参画推進団体などの研修会に参加したりしてきた成果だろうか。しかし、「知らない」と答えた方が、男性では30代、女性では50代の方が一番多いが、男女問わず各年代層にわたって、この法律の趣旨を十分理解し、具現化されていくような男女共同参画の取り組みを、今後もより一層期待したい。

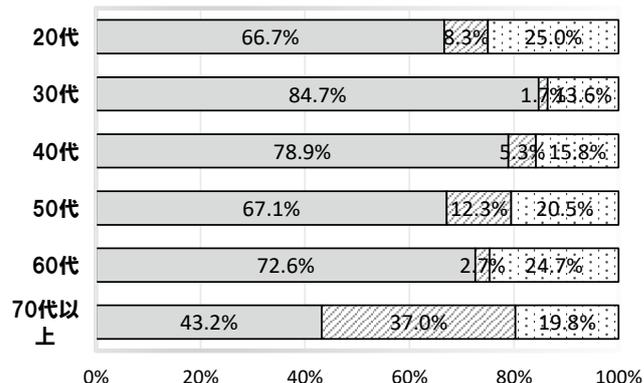
全体性別・年代別 (%)



男性年代別 (%)



女性年代別 (%)



【考察】

「あると思う」と答えた方は、前回各年代はそんなに差がなかったが、今回は全体においても、男女別においても、30代・40代が多い。続いては、50代も多くなっている。家庭では子育てや仕事の両立の面で、また職場でも中堅どころとなる年代なので、男女共同参画の趣旨が一番具現化されなければならない年代でもある。また男女別では、「あると思う」と答えた女性は男性より、20代では26%、30代では24.2%、40代では14.8%、50代では9%、60代では21.3%高くなっているが、特に20代から40代の男性の意識と女性の意識のずれの度合いを社会全体で考えていかなければならないと考える。質問5や6と関連させて考えると、男女共同参画については知っていても、なかなか男性の意識が変わってきていないという結果であろう。しかし、全体的に見ても70代以上を除いて、各年代半分以上の方が差別・偏見を感じているということは、重要な啓発課題である。

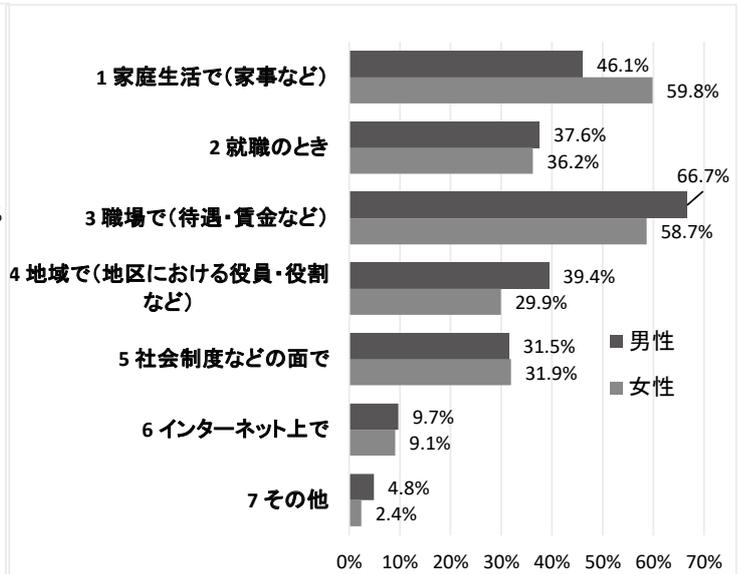
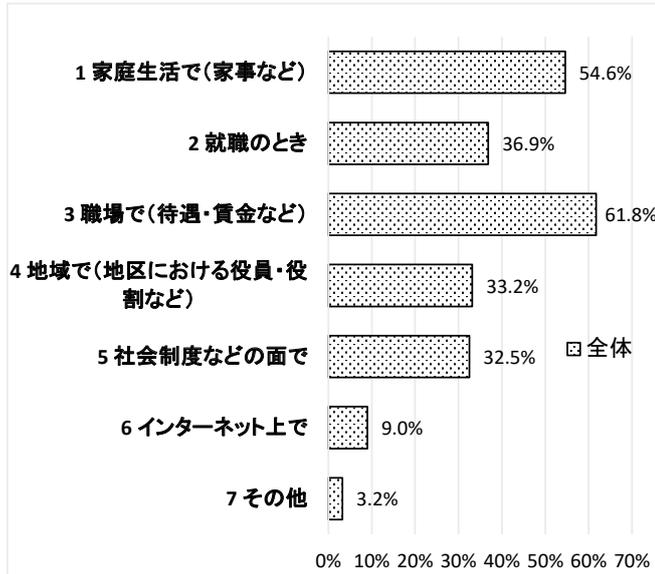
質問8 質問7で「1 あると思う」と答えた方にお聞きします。

現在、どのような面に差別の実態や意識があると思いますか。(複数回答可)

(回答者数 434人、回答件数 1,003件)

家庭生活で(家事など)	就職のとき	職場で(待遇・賃金など)	地域で(地区における役員・役割など)	社会制度などの面で	インターネット上で	その他
237	160	268	144	141	39	14

・政治家も男性が多すぎる。(市長も含めて)  
・介護するのは、男性より女性の人が多い。



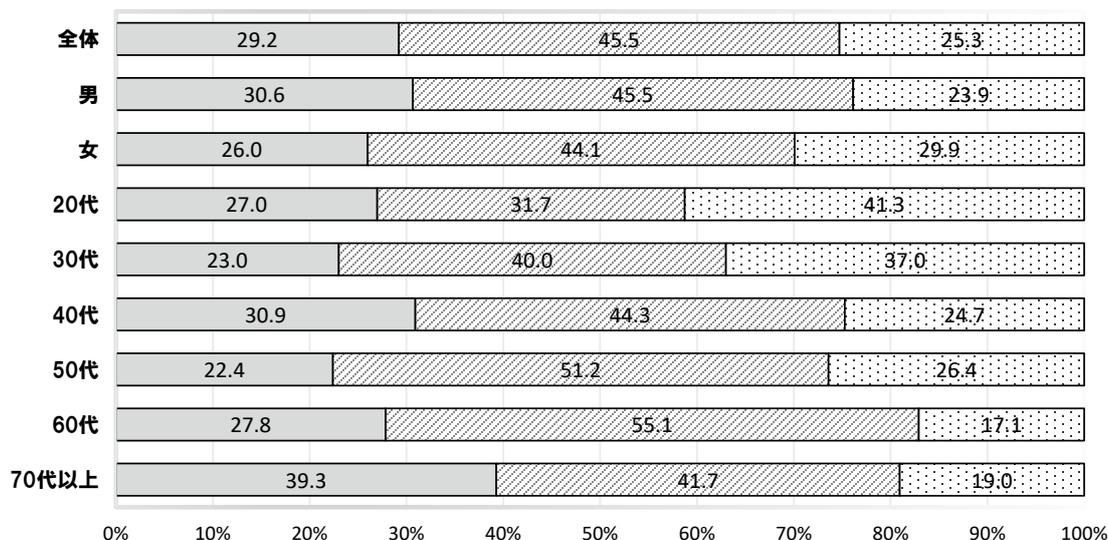
【考察】

前回同様、全体でも男女別でも共に「家庭生活で」と「職場で」が、数値が非常に高くなっている。質問7の考察との関連も考えられるが、「家庭生活で」は、女性が男性より13.7%も高く、差別・偏見があると考えており、最も大事な家庭での場所で、男女共同参画の趣旨が生かされていない。「職場で」は、前回よりも全体では4.9%減ってきているし、男性の方が女性より意識している点を考えると、企業人権教育の成果は少し感じるが、一番高い数値なので重要課題である。「就職のとき」も3番目に位置しているが、これだけの人数が感じていることを大事にしてほしいし、「職場で」の実態と合わせて、当事者の声を生かす今後の企業人権教育に期待したい。「地域で」は、前回より4.7%減ってきているのと男性の方が女性より「あると思う」と答えた方の意識の比率が高くなっているため、この意識を大事にして、まだまだ男性中心の考えが根強いところなので、重要な課題として今後も取り組んでいかなければならない。人権意識の高まりに合わせて差別・偏見がなくなっていくことを期待したい。

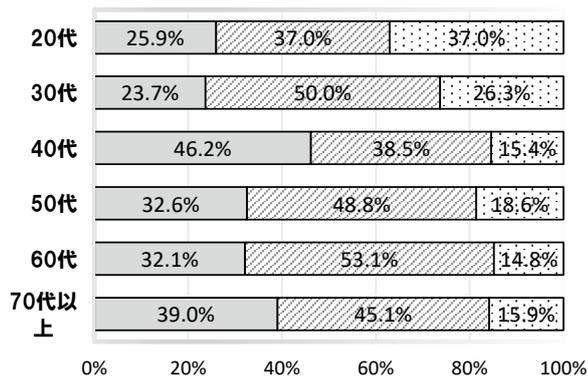
質問9 あなたは社会で子どもの人権が守られていると思いますか。(回答者数 712人)

全体性別・年代別 (%)

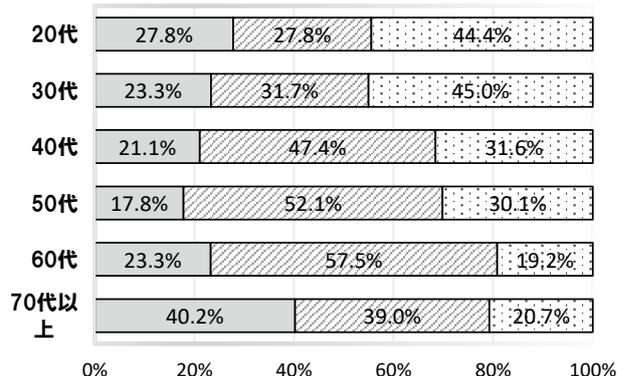
□ 守られていると思う    ▨ 守られていないと思う    ▩ よくわからない



男性年代別 (%)



女性年代別 (%)



【考察】

「守られている」は、前回より全体では2.7%減り、「守られていない」が3.7%増えてきているが、「守られている」と考えている方は、全体でも男女別でも3分の1以下である。ここ数年、虐待・いじめなどの陰惨な事件が相次いだことや子育て環境の悪化などがメディアなどで報道され、子どもの人権が守られていないことを実感しているからであろう。特に虐待で小さな命が守られていないことへの怒りが、その親だけでなく児童相談所など行政へ向けられたことも一因であろう。男女別では「守られていると思う」と感じている40代・50代の女性は、男性より半分近くしかいないことを考えると、自分の子育て時代と比較して危機意識を感じているからだろうか。「よくわからない」は、20代・30代に40%近くいるが、学校での性教育の充実や「命の大切さや命を育む」学習、「男女共同参画」の趣旨もしっかり取り入れた学習をしてほしい。近隣の市も同様の結果が出ているが、本市の地域での子どもたちへの見守り活動は、今後も継続し大事にしてほしい。

質問10 質問9で「2 守られていないと思う」と答えた方にお聞きします。

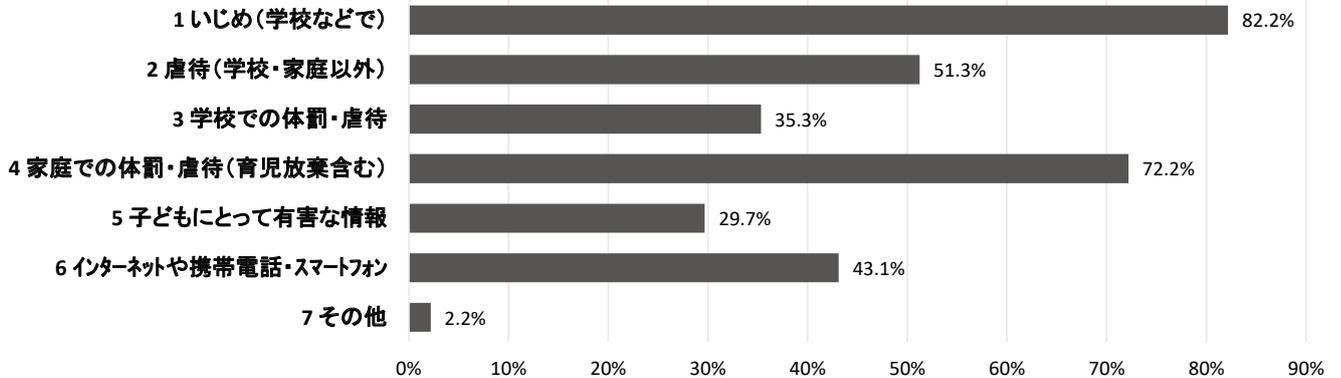
現在、どのような面で子どもの人権が守られていないと思いますか。(複数回答可)

(回答者数 320人、回答件数 1,011件)

いじめ(学校などで)	虐待(学校・家庭以外)	学校での体罰・虐待	家庭での体罰・虐待(育児放棄)	暴力や性など子どもにとって有害な情報(有害図書など)	インターネットや携帯電話・スマートフォンで(ネットいじめ、性被害等)	その他
263	164	113	231	95	138	7

(7件)

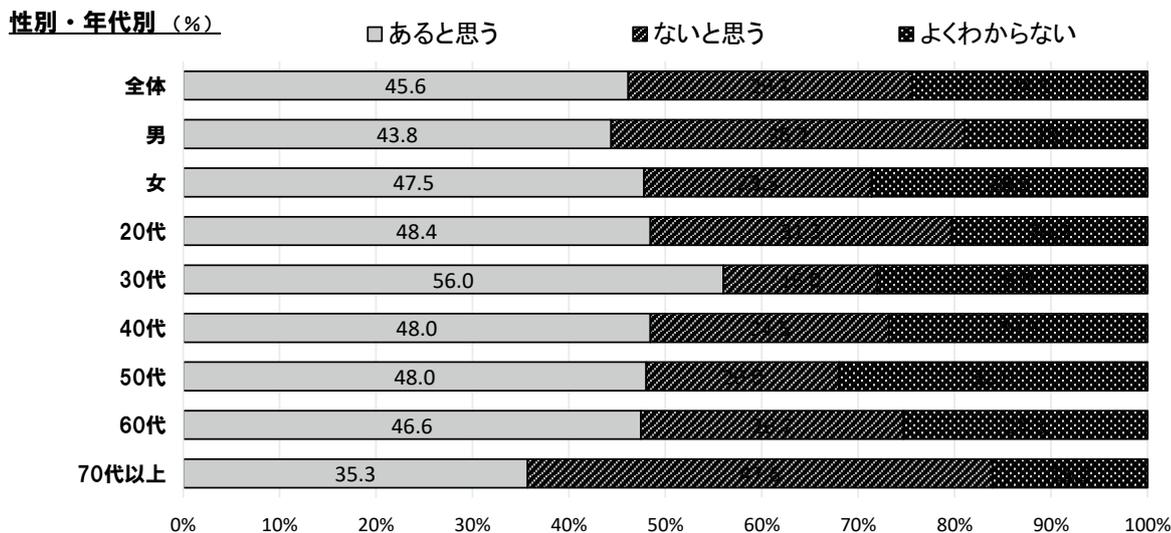
・病気、障がいに対する偏見。  
・親がストレスのたまる社会だから、子どもにしわ寄せがきて、弱いものいじめになっている。



【考察】

最も多い「いじめ」は、前回とほぼ同じ数値が出ているが、これだけの数値が上げられていることを考えると学校などで、人権同和教育・道徳で「命の大切さ」や「いじめ・差別について」など繰り返し学習をしていただきたい。「家庭での体罰・虐待」は、前回より16.6%増えてきているが、質問9の考察に書かれていることが要因であろう。県も虐待が58.6%、近隣の市も「家庭での体罰・虐待・放任など」が67.6%とかなり高い数値がでている。家庭での虐待などは、なかなか見えないところがあるが、地域全体で子どもの人権や命を守ることの大切さを、世の中全体で認識し、様々な分野において見直して実行していかなければならないところまでできており、令和2年4月からは、「改正児童虐待防止法」が施行される。子育て中の親たちへの心のケアも大事にし、育児相談が気軽にできる場所づくりをもっと広めていってほしい。また「インターネットや～」は、前回より9.3%減ってきてはいるが、ネットでのいじめも悪質であり命にも関わる大事なところなので、ネットリテラシー教育は今後も学校教育において大事な学習にしてほしい。

質問11 あなたは、高齢者に対する差別・偏見があると思いますか。(回答者数 712人)



【考察】

「あると思う」の割合が、全体では45.6%となり、これは前回より4.3%高くなっている。高齢者に関わる情報(高齢者の運転による自動車事故の多発、認知症患者の増加予測など)がたびたび報じられ、急速に進む超高齢社会がもたらす課題への関心が高まってきたからだろう。「あると思う」割合をグラフで見ると、70代以上と30代以外は横並びで、差別・偏見の実状を同じように受け止めているのだろうか。特筆すべきは70代以上の人の回答で、「あると思う」割合35.3%は20代から60代までの割合の平均値49.4%より大幅に低く、「ないと思う」割合47.6%は70代以上の人の半数近くに及び、60代以下の平均値23.7%の2倍になっていること。身体機能の衰えや疾病を抱えながらも、健康維持に必要な通院や服薬、適度の仕事や運動、趣味の活動などにより、明るく元気に充実した日々を過ごしている高齢者が多いということだろう。

質問12 質問11で「1 あると思う」と答えた方にお聞きします。

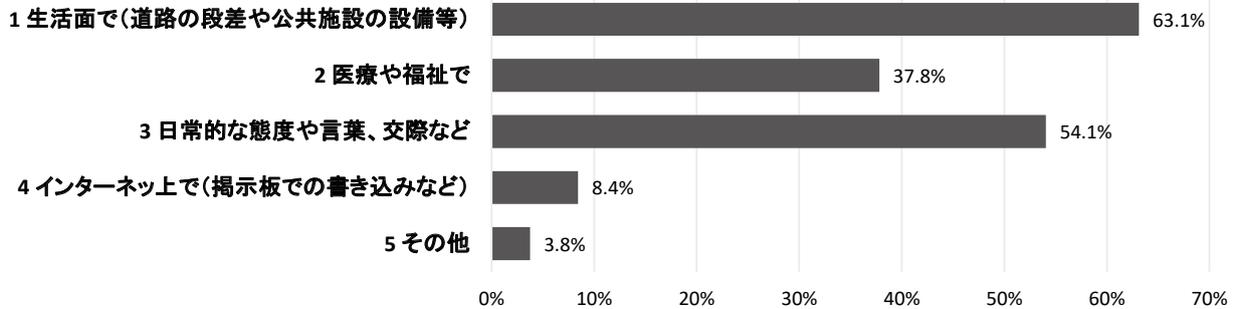
現在、どのような面に差別の実態があると思いますか。(複数回答可)

(回答者数 320人、回答件数 535件)

1 生活面で(道路の段差や公共施設の整備等)	2 医療や福祉で	3 日常的な態度や言葉、交際など	4 インターネット上で(掲示板での書き込みなど)	5 その他
202	121	173	27	12

(件)

・高齢者ドライバーの事故ばかりを取り上げる。実際は若者の事故の方が多い。  
・社会保障や税制度。



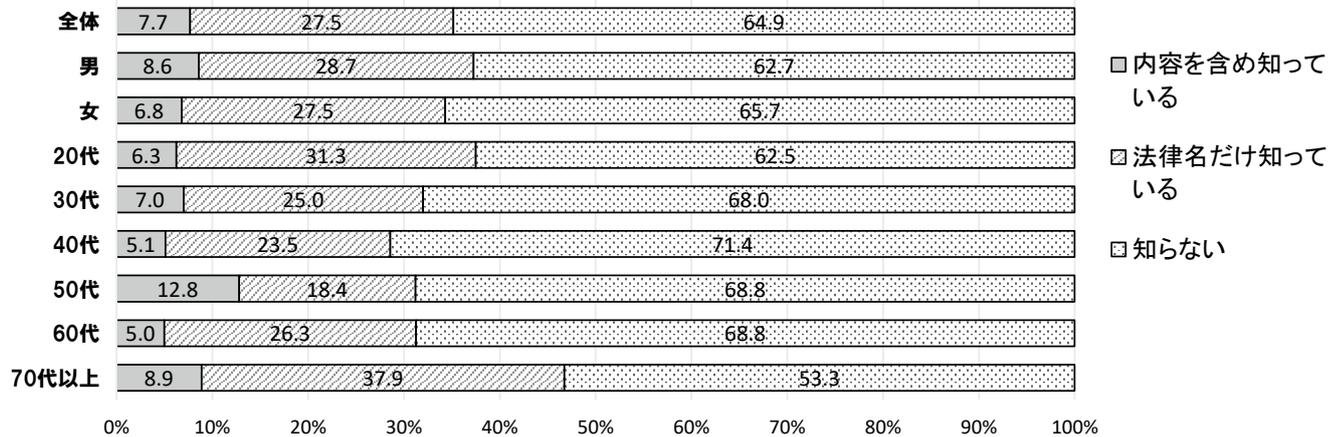
【考察】

人間は高齢化に伴う身体機能や認知能力の衰えは避けられず、様々な不都合が生じることになり、「生活面」4.3%、「日常的な」4.8%とそれぞれが前回より高くなっている。さらなる超高齢化を見据えて施設・設備の充実や見守り合う地域作りが求められているのだろう。不十分な公共交通網、身近な商店の廃業などにより、交通弱者や買い物弱者は多くなっており、独居高齢者にとってはより深刻である。社会の動きがせわしくなり、心の余裕をなくした人が高齢者にあらぬ言葉を投げつけることもままあるのではないか。「医療や福祉」は前回より5.5%低くなっており、医療制度や福祉ネットワーク(社協など)が徐々にではあるが充実してきたのだろう。ただ新型コロナウイルスの流行は社会不安や病気への恐怖感を引き起こして、抵抗力が弱かったり持病を抱えていたりする高齢者が罹患する割合は高く心配されている。

質問13 あなたは、平成28年4月に施行された障害者差別解消法についてご存知ですか。

(回答者数 717人)

性別・年代別 (%)



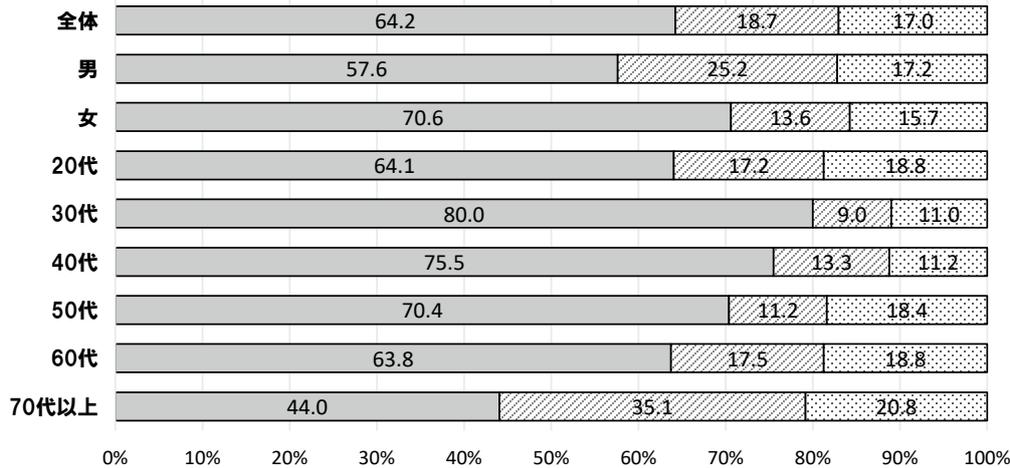
【考察】

法律が施行されてから日が浅いこともあって「内容を含めて知っている」、「法律名だけを知っている」を合わせても、70代以上を除けば全体、年代別のいずれでも40%に届かず、40代にいたっては28.6%であり、認知度は低い。近隣の市でも全体で4.4%、年代別で1.4%から8.9%本市より高いが、それでも50%以下である。「障害者差別解消法」は、障がいのある人が労働や学校生活、また日々の生活を行う上で妨げになっている物ごとを除去するために、行政や企業、学校が合理的な配慮を的確に行うことを求めている。障がいの有無によって分け隔てられることのない共生社会の実現のためには、この法律についての深い理解は不可欠であろう。本市において「内容を含め知っている」割合は、50代の12.8%以外は10%に届かず、40代、60代は5%台という低さであり、この法律の熟知を図る啓発活動を積極的に行うことが必要である。

質問14 あなたは、障がい(身体障がい・知的障がい・精神障がい)のある人に対する差別・偏見があると思いますか。

(回答者数 716人)

性別・年代別 (%)



あると思う

ないと思う

よくわからない

【考察】

「あると思う」割合は、全体では前回とほぼ同じだが、60代と70代以上では前回より3.6%、8%とそれぞれ高くなっている。回答者の中には高齢化に伴う身体機能の低下や疾病による体調の悪さを経験し、自らが障がい者になった時の心配や不安が強くなったからではないか。近隣の市の「あると思う」は全体が12.8%、年代別では30代を除いて10%から20%ほど本市より高い。知的障がい者施設で45人を殺傷した元職員は、「重度の障がい者は社会からいなくなったほうがいい、生きていても無駄だ」と言い続けているが、元職員ほどではないにしても、社会には障がいのある人を差別したり偏見を持って接していたりする人がいることは否定できない。「あると思う」の割合が70代以上と男性以外は63.8%から80%という高い数値であることは、障がいのある人の人権について高い関心を持っていただいていると受け止めたい。

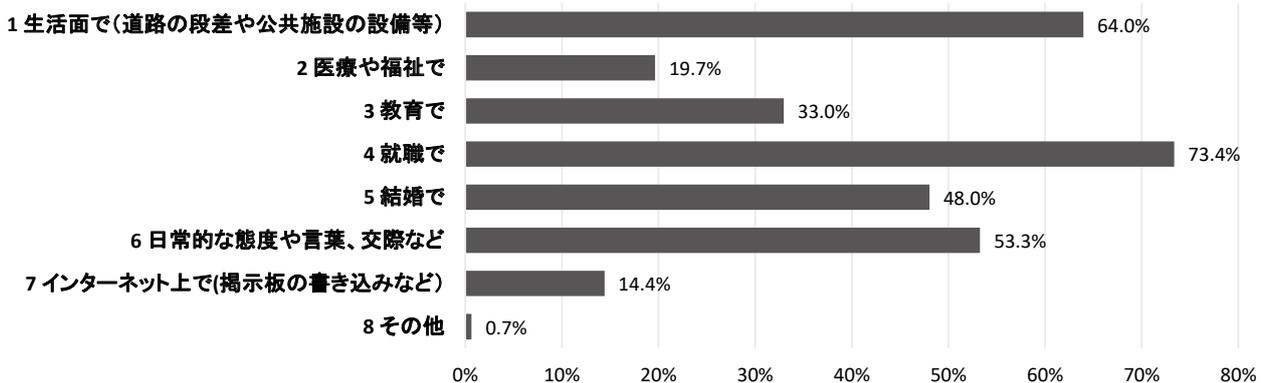
質問15 質問14で「1 あると思う」と答えた方にお聞きします。

現在、どのような面に差別の実態や意識があると思いますか。(複数回答可)

(回答者数 458人、回答件数 1,403件)

1 生活面で(道路の段差や公共施設の設備等)	2 医療や福祉で	3 教育で	4 就職で	5 結婚で	6 日常的な態度や言葉、交際など	7 インターネット上で(掲示板の書き込みなど)	8 その他
293	90	151	336	220	244	66	3

・精神・発達障がいへの理解は遅れていると思います。  
・刑罰を科すか否かの問題で考えることがある。

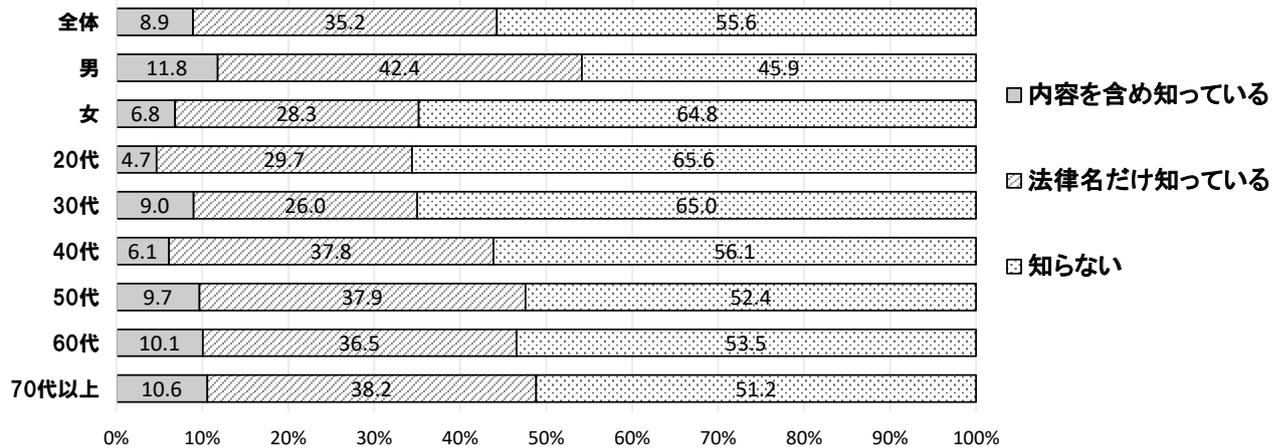


【考察】

回答者の73.4%の人が「就職」を選択し、以下「生活面」を64%、「日常的」を53.3%の人が選択していて、いずれも前回より5.7%、5.8%、4%高くなっている。近隣の市でも就職77.4%、生活面60.9%、日常的57.8%と高くなっている。就職が高いのは、障がいにより手足の機能が十分でなかったり、仕事のやり方を理解するのに手間取ることはあるにしても、本人の持つ力が正しく認められないのではないかとこの心配からではないか。昨今、取り上げられることが多い発達障がいの問題も、周囲の人が発達障がいの特性を理解し、その人の良さを生かす対応がなされていないことによるものであろう。歩道や駅の点字ブロック、公共施設のトイレなどは整備されてきたが、不十分な領域もあるのではないか。障がいのある人に差別語や悪口を面と向かって言う人は少なくなっているものの、思っていることは言動に出るものである。

質問16 あなたは、平成28年6月に施行されたヘイトスピーチ解消法についてご存知ですか。（回答者数 716人）

性別・年代別（％）



【考察】

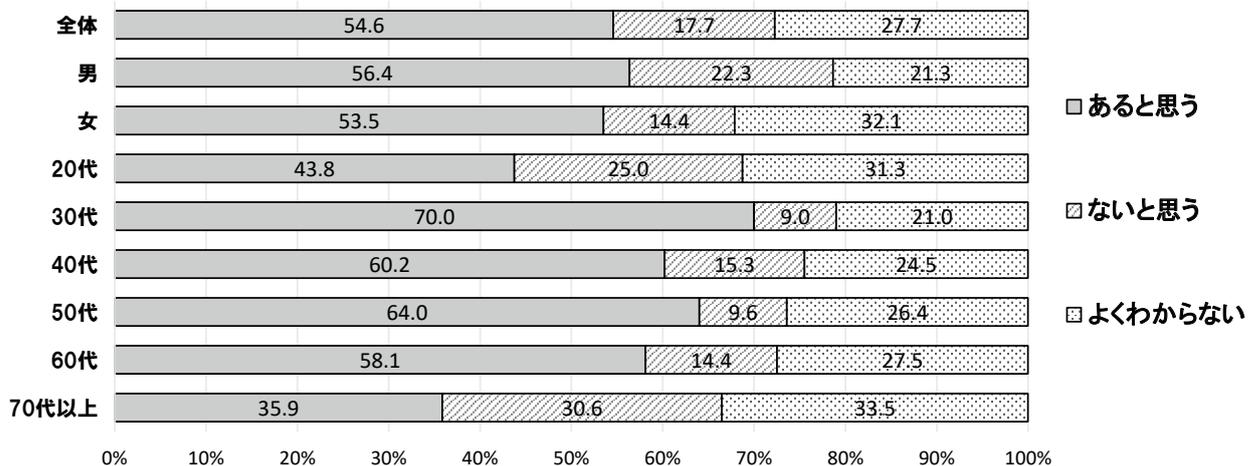
ヘイトスピーチを知っている割合（「内容を含めて」と「法律名だけ」を合わせた割合）は、男性の54.2%以外は女性35.1%、20代34.4%、30代35%と40%にも届かない。「内容を含めて」となると20代、40代、女性では4.7%～6.8%とかなり低く、内容がまったく理解されていないことが分かる。ヘイトスピーチ（※1）は、やがて自分にとって不都合な人間や嫌いな人間に向かい、さらには弱者（障がい者や高齢者など）に向かうことも考えられる。本市にも外国の人が大勢住むようになった現在、ヘイトスピーチ解消法の目的や、制定されるに至った経緯を学ぶことは極めて大切であり、ヘイトスピーチ解消法を研修する機会をぜひ設けてほしい。自治体によっては、ヘイトスピーチ解消法強化のため条例で罰則規定を設けた所もあり、基本的人権が尊重され、誰もが住みやすい社会を作るには、この法律の理解は不可欠であろう。

※1 「ヘイトスピーチ」

本邦外出身者に対する不当な差別的言動

質問17 あなたは日本に在住している外国の人に対する差別・偏見があると思いますか。（回答者数 718人）

性別・年代別（％）



【考察】

「あると思う」の割合は、20代以外は前回に比べ、全体6.8%、男性8.1%、女性5.3%と高くなっており、中でも30代と60代は15.9%、15.8%と大幅に高い。実習生制度や研修生制度に加え、平成31年4月に施行された「改正入管難民法」によって、職場では外国の人が大勢働くようになり、労働環境や待遇面の問題を直に考えるようになったことや、外国の人に接する機会が増えた日常生活の中でいろいろな課題を感じるようになったことが要因であろう。20代と70代以上は、「ないと思う」が他の年代より多い。20代は小・中学校で外国籍の子どもと一緒に学んだ人が多く、外国の人に慣れていることや、就職して日も浅いことから差別・偏見を感じる事が少ないことによるのではないかと。一方、70代以上の方は外国の人に接することが少なく、外国の人に対する差別・偏見を意識することが薄いのではないかと。

質問18 質問17で「1 あると思う」と答えた方にお聞きします。

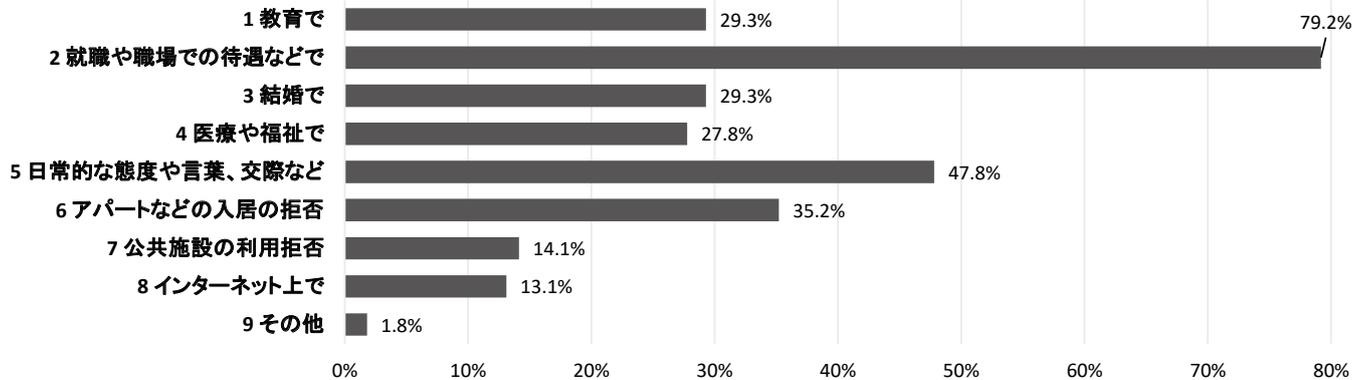
現在、どのような面に差別の実態や意識があると思いますか。(複数回答可)

(回答者数 389人、回答件数 1,080件)

1 教育で	2 就職や職場での待遇などで	3 結婚で	4 医療や福祉で	5 日常的な態度や言葉、交際など	6 アパートなどの入居の拒否	7 公共施設の利用拒否	8 インターネット上で	9 その他
114	308	114	108	186	137	55	51	7

(7件)

- ・宗教に対する偏見。
- ・観光地での振る舞い、言動。

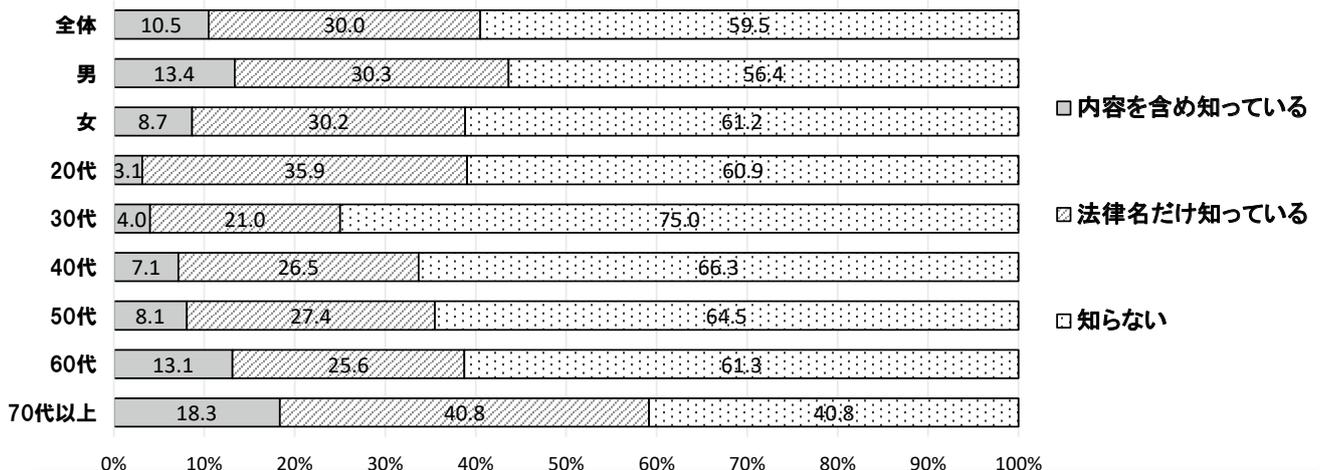


【考察】

前回に比べ「就職や職場」「教育」「医療や福祉」「公共施設」「インターネット上」が5%から9.2%それぞれ高くなっており、日本に在住する外国の人の増加で様々な問題が生じているのだろう。「就職や職場」が79.2%（近隣の市72.5%）と高く、前回も一番高かった。いろいろな制度で外国の人を雇用しても、仕事内容が約束と違っていたり、賃金が安かったりなど雇用側の不適切な対応が時々あって、懸念材料になっている。「日常的」は従来から高く、今回も47.8%（近隣の市67.5%）の人が選択している。生活習慣や文化の違いを認め合い、交流を深めて違いから生じる課題を少なくする努力や、身振り手振りでも言葉の壁を乗り越えようとする姿勢が必要であろう。「入居拒否」や「利用拒否」も、外国の人を異質で受け入れ難き人とする思いからで、「日常的」と根っこは同じ。教育や医療・福祉はもう一歩。結婚は理解されつつあるのではないかな。

質問19 あなたは、平成28年12月に施行された部落差別解消推進法についてご存知ですか。(回答者数 716人)

性別・年代別 (%)



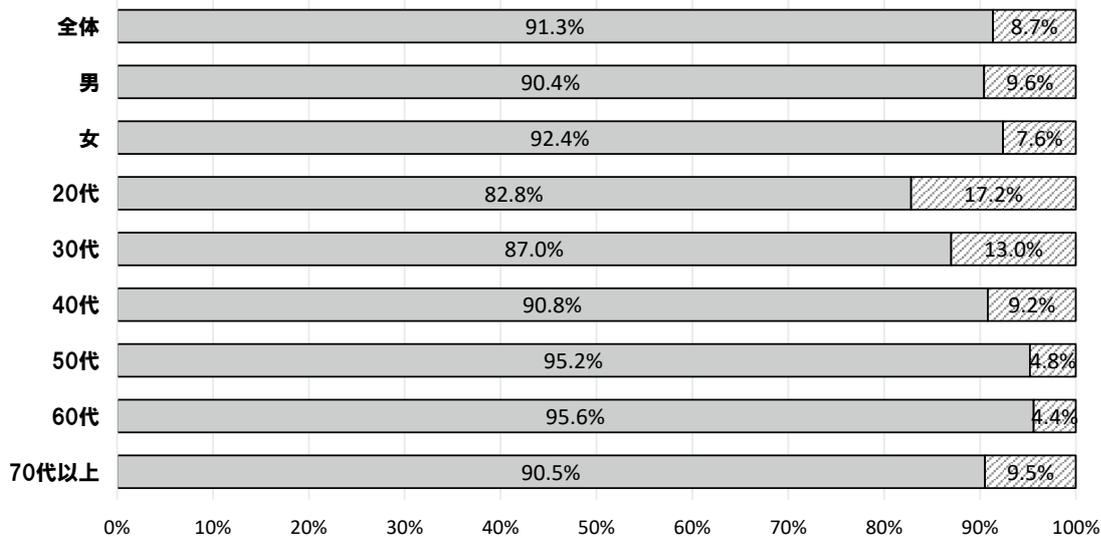
【考察】

次の質問20で「部落差別を知っている」が91.3%であるにも関わらず、3年前に施行されたこの法律の周知度は40.5%と半数以下にとどまっている。さらに、内容まで理解しているのは10.5%と1割に過ぎず、9割の方が正しくは理解されていないということになる。これまで33年間続いた「同和対策に関する特別措置法」が切れた後の社会全体の同和問題に対する意識の低さと、この法律の成立をマスコミ等で報道される機会が少なかったためと考えられる。その一方で、40代から上の世代では増えている。これは、同和対策事業特別措置法が実施された33年間の時期に社会人となり、同和対策事業(※2)を身近に感じる事ができたこと、また、「部落差別解消推進法」の説明が行われた各公民館で開催している「人権啓発学習会(※3)」に参加された地域住民の年齢層と重なる。

質問20 あなたは、部落差別(同和問題)を知っていますか。 (回答者数 716人)

性別・年代別 (%)

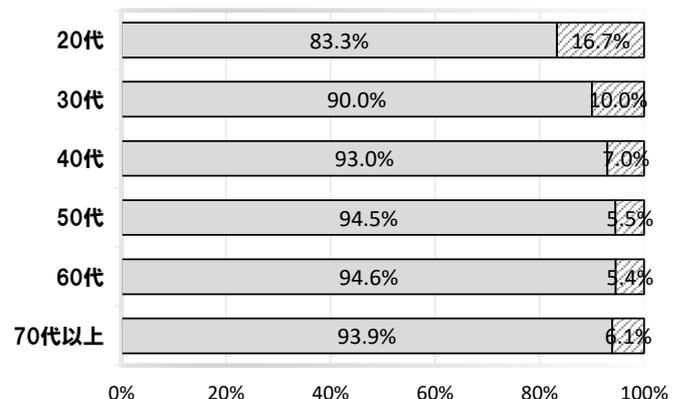
□ 知っている □ 知らない



男性年代別 (%)



女性年代別 (%)



【考察】

「知っている」と回答したのは全体で91.3%と高く、前回調査の「日本の社会に、『被差別部落』と呼ばれ、差別を受けている地区があることを知っていますか。」の質問で、「知っている」と回答した割合91.3%と見事に一致する。このことから、部落差別(同和問題)とは被差別部落の存在そのものであるという意識が強いと考えられることから、見直されてきた部落の歴史や職業などについてしっかりと学び、正しい理解や判断ができるようにしていくことが求められる。また、本市が長年にわたって同和教育を学校の人権教育に据えてきたことの一定の成果であると考えられる反面、被差別部落や出身者に対する差別意識はまだまだ解消されていないのが現状であるとも考えられる。女性の知っている割合が高いのは、お子さんの授業参観等を通じて部落差別(同和問題)などの人権学習に触れる機会が多いことが一因であると考えられる。

※2 「同和対策事業」

1961年(昭和36年)に同和対策審議会が設置され、1965年(昭和40年)に、同和問題の解決は国の責務であり、同時に国民的課題であると明記した同和対策審議会答申が出された。1969年(昭和44年)には「同和対策事業特別措置法」が施行され、そこから期限切れごとに新しい法律が施行され続け、足掛け33年間にわたって行われた事業。1982年以降の法律では環境改善、社会福祉の制限は省かれていった。法律の中には「同和地区」という言葉はなく、「歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されて地域」となっていたが、各自治体で事業による支援の手続きが進められた地域を「同和地区」と呼ぶようになった。したがって、被差別部落＝同和地区ではない。

※3 「人権啓発学習会」

平成28年から令和元年まで各公民館で行われた人権啓発学習会では、研究が進んで大きく見直されてきた部落差別の歴史(小中学校で今現在子どもたちが学んでいる歴史の教科書の内容を資料にして)を知っていただくことを目的に、DV「部落の歴史(中世～江戸時代)～差別の源流を探る～」の視聴と資料の内容説明を中心に行われた。この中で、「部落差別解消推進法」が施行された背景と法の重要性の説明も行なった。

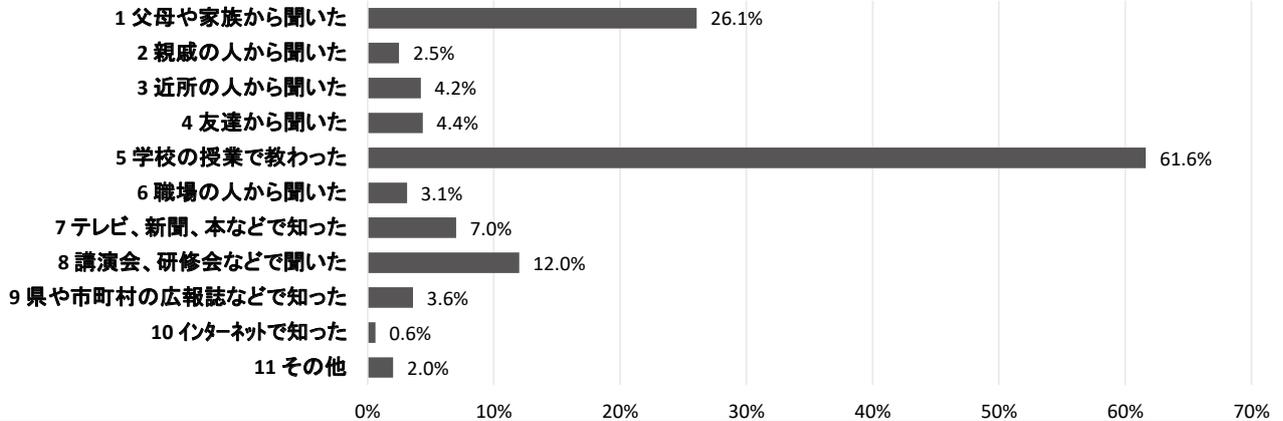
質問21 質問20で「1 知っている」と答えた方にお聞きします。

あなたが部落差別(同和問題)について、初めて知ったきっかけは何ですか。

(回答者数 641人、回答件数 815件)

1 父母や家族から聞いた	2 親戚の人から聞いた	3 近所の人から聞いた	4 友達から聞いた	5 学校の授業で教わった	6 職場の人から聞いた	7 テレビ、新聞、本などで知った	8 講演会、研修会などで聞いた	9 県や市町村の広報誌などで知った	10 インターネットで知った	11 その他
167	16	27	28	395	20	45	77	23	4	13

・映画「橋のない川」を見て。  
・会社や子どもの学校での人権研修会で。

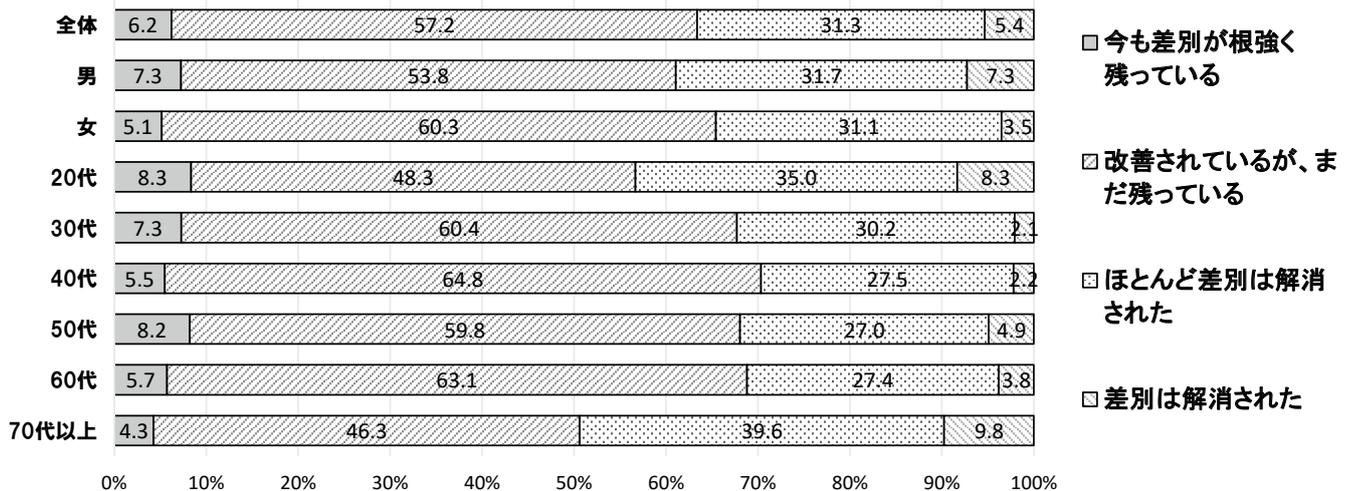


【考察】

前回の調査同様、「学校の授業で教わった」が最も多く61.6%と半数以上を占める。これは長年にわたって学校人権同和教育の取り組みが継続して行われてきたことの成果が出ていると推察できる。この質問では「初めて」なので、その知っているという内容が、大人になった現在の部落差別の歴史や被差別部落に対する見方など、正しい知識や理解の上での知っているとなっているかは疑問である。前回調査では「父母や家族」「親戚」「近所の人」「友達」「職場の人」から聞いた方の合計が「学校の授業で知った」を上回っていたが、今回は減少している。身近な人々やインターネットなどからの偏見や思い込みなどの情報を得る前に、学校・社会・企業など、様々な場を通して人権意識の高揚を図っていくことが差別意識の解消につながるものと考えられる。

質問22 あなたは、部落差別(同和問題)についてどのように考えていますか。次の中からあなたのお考えに最も近いものを選んでください。(回答者数 691人)

性別・年代別 (%)



【考察】

「残っている」の合計が63.4%となり、6割以上の方が部落差別は解消していないと考えている一方で、20代では「ほとんど差別は解消された」「差別は解消された」の合計が43.3%と、回答者の半数近くが「差別がなくなっている」と考えており、30代以上においても30%を超えていることを重視したい。さらに、70代以上に至っては、49.4%と半数の方が「解消している」と考えている。これは、「部落差別解消推進法」で部落差別が現在もあることが明記されているにもかかわらず、その法律の存在を多くの人々が知らないという現状と、これまできちんと人権同和教育を学ぶ機会が少なかったことや、マスコミでは部落差別に関する番組や報道がほとんどされないという日本社会の現状が背景にあると考えられる。

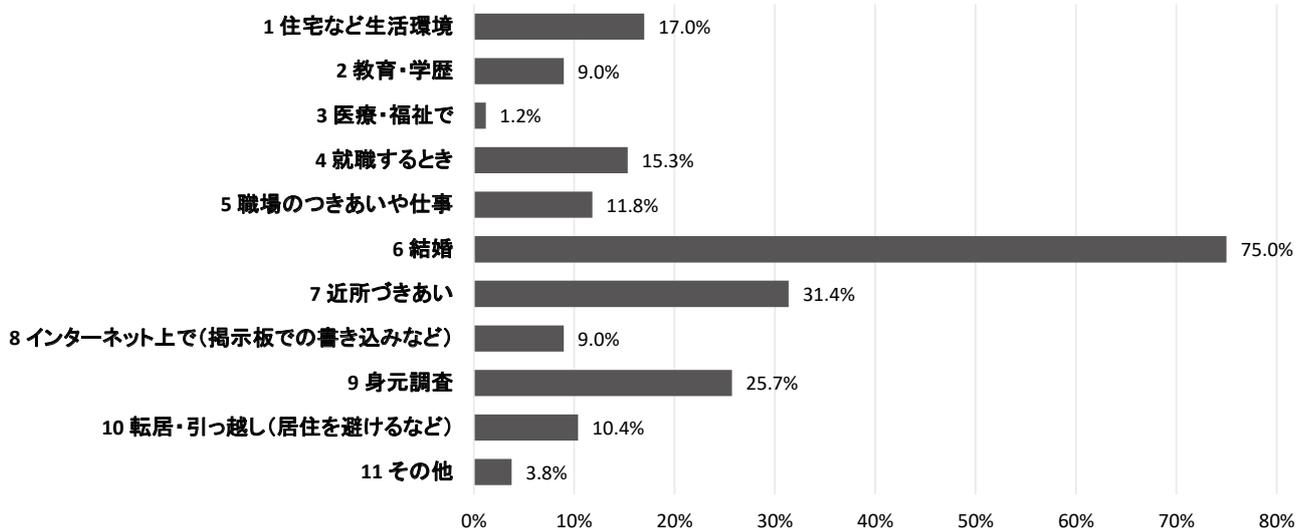
質問23 質問22「1 今も差別が根強く残っている」と「2 改善されてきているが、まだ残っている」を答えた方にお聞きします。どのような面に部落差別(同和問題)の実態や意識があると思いますか。(複数回答可)

(回答者数 424人、回答件数 888件)

1 住宅など生活環境	2 教育・学歴	3 医療・福祉で	4 就職するとき	5 職場のつきあいや仕事	6 結婚	7 近所づきあい	8 インターネット上で(掲示板での書き込みなど)	9 身元調査	10 転居・引っ越し(居住を避けるなど)	11 その他
72	38	5	65	50	318	133	38	109	44	16

(件)

・昔聞いた事が忘れられず、思い出す時がある。  
・一人ひとりの意識。



【考察】

前回調査同様、「結婚(※4)」の時に感じると回答した人が最も多く75.0%を占める。パーセント的には前回の85.8%よりも少なくなっているが、結婚の時に差別が表面化していると考えていることが分かる。また、2番目以降に「近所づきあい」「住宅など生活環境」「転居・引っ越し」などが挙げられている点を考えると、普段の生活の中で差別が起こり得ると感じている方が多いと考えられる。さらに、前回調査の質問にはなかった「身元調査」が25.7%を占めている。この身元調査が「結婚」「就職」「教育・学歴」などにもつながり、こうした人生の節目で差別が表面化すると捉えられているとも考えられる。

※4 「結婚」

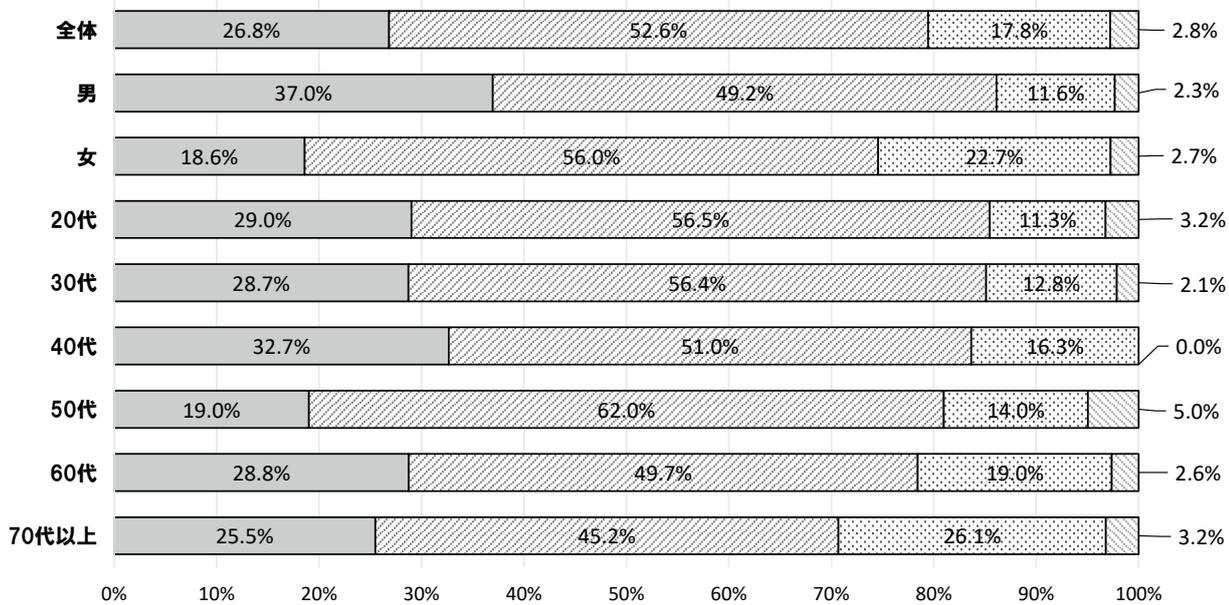
結婚問題は家庭内の問題であり、プライバシーに関わる問題でもあるため、個別の事例がほとんど明らかにされづらい。そのため、実態が見えにくく、決め手となる解決策が見出せづらい。したがって、部落差別による結婚差別も表面化されないことが多い。

質問24 あなたが被差別部落(同和地区)出身の人と結婚しようとしたとき、親や親戚から反対されたらどうしますか。(既婚の方も未婚だと仮定してお答えください。)

(回答者数 686人)

性別・年代別 (%)

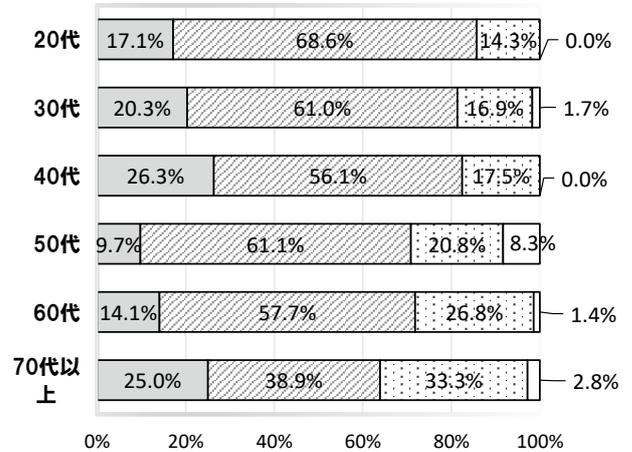
- 自分の意思を貫いて結婚する
- 親や親戚の説得に全力を傾けた後に、自分の意思を貫いて結婚する
- 家族の者や親戚の者の反対があれば、結婚しない
- 結婚しない



男性年代別 (%)



女性年代別 (%)



【考察】

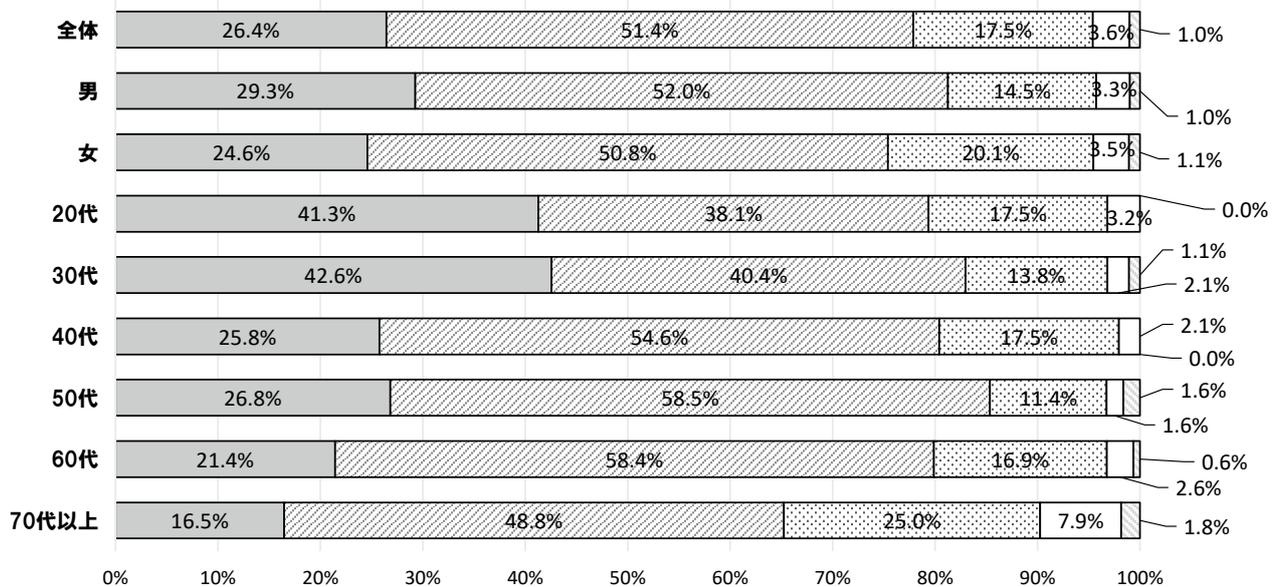
79.4%の方が「結婚を選ぶ」と回答をしている。しかし、その一方で、「結婚をしない」が20%を超え、年代別に見ると70代では30%に近い。これは自分自身の中に被差別部落出身の方に対する差別意識が未だに存在していると考えられる。また、20、30代が結婚を選ぶ割合が少し高くなっていることは、若い世代が出身を問題視しなくなっていることと捉えることができる。一方で、この年代に「部落差別解消推進法を知らない」「部落差別を知らない」という割合が高いことを考えると、実際に結婚で反対にあった場合に、本人の意思を貫くことができる判断ができるかどうかは課題として残る。また、結婚を選択しない割合の男性13.9%に対し、女性では25.4%と男性の倍近いことにも注目したい。性別で見ると、50代以上は結婚しない女性の割合が男性よりかなり多くなっている。これは、女性が結婚後の嫁いだ先で自身の置かれる立場や子どもたちの将来までも考えていることが反映していると考えられる。

あなたのお子さんの結婚しようとする相手が、被差別部落(同和地区)出身の人であった場合は、あなたは質問25 どうしますか。(お子さんがすでに結婚されている方や現在お子さんがいない方も、ご自分のお子さんがこれから結婚すると仮定してお答えください。)

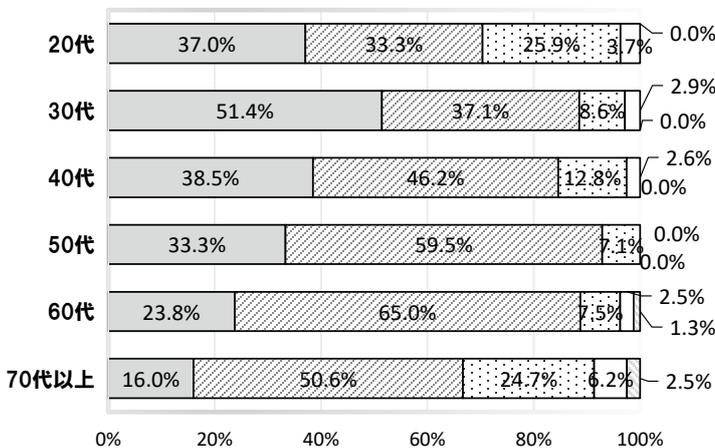
(回答者数 696人)

性別・年代別 (%)

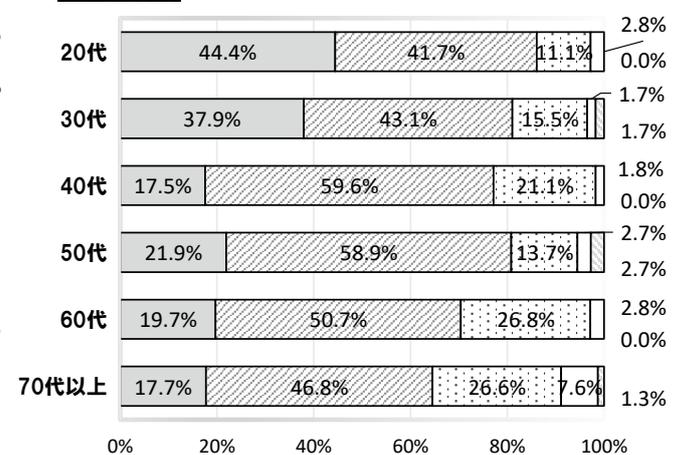
- 相手の出身は問題にしない
- 子どもの意思を尊重する
- 親としては反対であるが、子どもの意思が強ければ結婚を認める
- 他の家族や親戚の者の反対があれば、結婚を認めない
- 結婚を認めない



男性年代別 (%)



女性年代別 (%)



【考察】

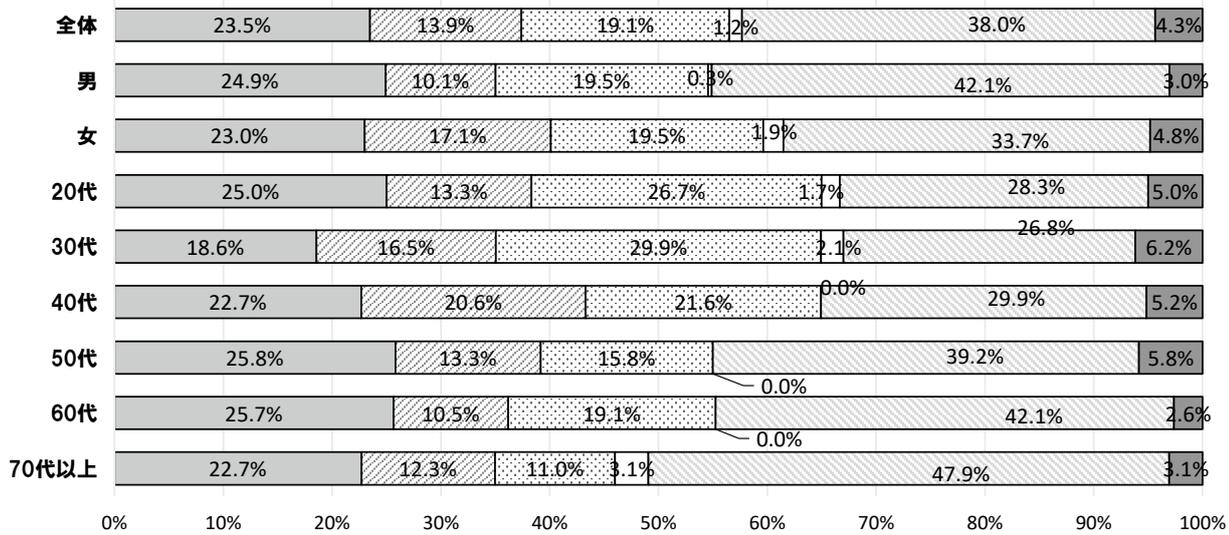
親の立場では、「結婚をさせる」が95.3%を占め、質問24の「結婚する」の79.4%を10%以上も高い。しかし、その中で11~25%を占めている「親としては反対であるが、子どもの意思が強ければ結婚を認める」について考えたい。これは自身が持っている被差別部落出身の方に対する見方により、本人同士の結婚は認めるものの、その後の親族間の交流は絶つということを選択する可能性を秘めている。また、20、30代が「相手の出身は問題にしない」が40%を超え、他の年代よりも15%~20%と高くなっており、義務教育での人権同和教育の効果の現れでもあると考えられる。一方で、部落差別について学ぶ経験が少なかったり関心が薄かったりする割合が多いことを考えると、子どもの結婚に親戚などから反対が起きたらと仮定した場合に、親としての自分の考えをきちんと伝え、結婚を認めようとする判断がとれるかは課題として残る。

質問26 あなたは部落差別(同和問題)を解決するにはどうしたらよいと思いますか。

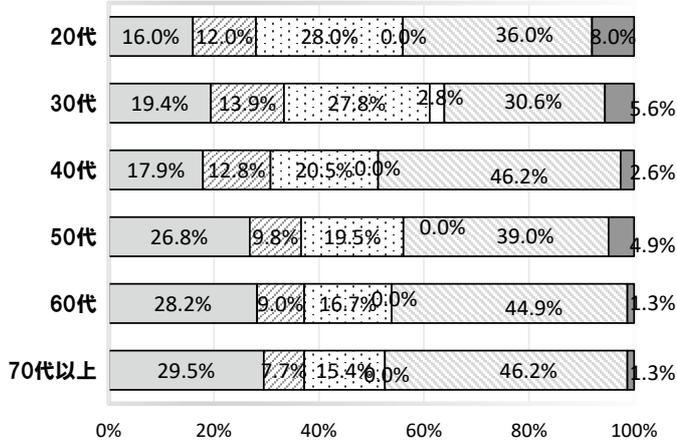
次の中からあなたのお考えに最も近いものを選んでください。(回答者数 690人)

性別・年代別 (%)

- 1 一人ひとりが自ら差別を許さない自覚を持ち、自分の問題として解決に努力するべきである
- 2 部落差別(同和問題)についての学習会などに参加し、正しい知識を学び、人権尊重の意識を高めて行動することが大切である
- 3 行政・学校・企業などで、部落差別(同和問題)をはじめとする、あらゆる人権教育や啓発活動を行っていくことがよい
- 4 自分とは直接関係ないので、差別をなくすために、当事者や関係団体が努力すればよい
- 5 部落差別(同和問題)をあえて取り上げなければ、自然になくなっていくと思う
- 6 その他



男性年代別 (%)



女性年代別 (%)



【考察】

部落差別を解決するための自覚や努力をすることがよい(1・2・3)が56.5%と半数を超える一方で、当事者の問題(4)と自然になくなる(5)が39.2%を占めている。このことから、部落差別を解消すべきと考える方が半数を超える一方で、国が「部落差別解消推進法」で部落差別の存在(※5)と国民一人一人の理解による実現(※6)を明記しているにも関わらず、それとは相反するような考えが依然として根強く存在していることが窺える。それが男女ともに年代が上がるほど多くなることを考えると、これまで持ち続けておられる部落問題に対する意識が、“寝た子を起すな”的な考えに結びついてしまいかねない怖さがある。また、当事者意識(4)が70代以上の女性以外と、20、30代と部落差別を知らない若い世代に見られることも見逃せない。

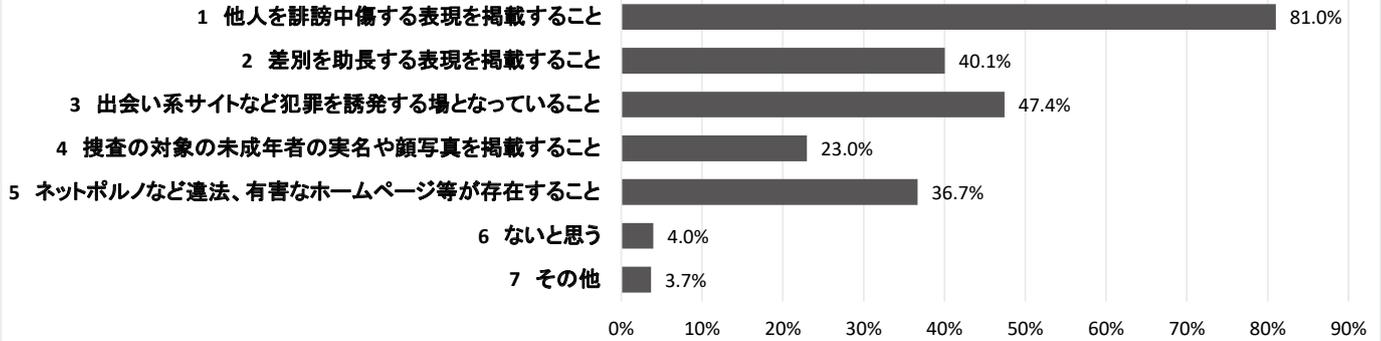
- ※5 法の第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に属する状況の変化が生じていることを踏まえ……
- ※6 法の第二条 …部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現すること…
- 法の第五条 2 地方公共団体は…、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

質問27 あなたは、インターネットによる人権侵害に関し、現在、どのような問題が起きていますか。(複数回答可)

(回答者数 679人、回答件数 1,601件)

1 他人を誹謗中傷する表現を掲載すること	2 差別を助長する表現を掲載すること	3 出会い系サイトなど犯罪を誘発する場となっていること	4 捜査の対象となっている未成年者の実名や顔写真を掲載すること	5 ネットポルノなど違法、有害なホームページ等が存在すること	6 ないと思う	7 その他
550	272	322	156	249	27	25

・インターネットを使っていないので、わからない。  
・知らなくてもいい情報を知ってしまう等。



【考察】

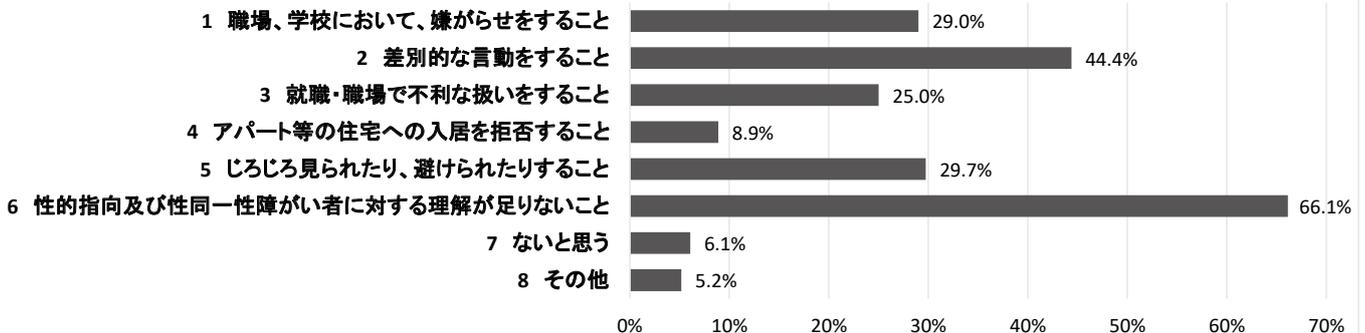
インターネット上での部落に関する質問に対して、明らかに間違っており差別を助長しかねない回答や、地図機能による個人情報の獲得などの差別や偏見の拡散などが、今回の「部落差別解消推進法」の成立の背景(※5)となった大きな人権課題である。回答項目1を選択した方が81.0%と最も多く、次に回答項目3が47.4%となっている。これは、今回の調査直前、SNSを利用した誘拐事件の報道が大きく影響したものと考えられる。その一方で、回答項目2は40.1%にとどまっており、インターネット上の人権問題の特徴である、一度掲載された誹謗・中傷や人権侵害に関わる情報が広範囲に短時間で広がり、また、完全に消去することが不可能となるという意識がまだまだ薄いと考えられる。さまざまな情報を正しく判断できるように、これからの人権課題ではこのインターネットによる差別問題と関連付けていく学習や研修が必要であると考える。また、その他の中に、「インターネットは使ったことがない」と書かれていることから、年代別によって何を選択するかと関連付けて考察していくことも必要となろう。

質問28 あなたは、性的指向及び性同一性障害(LGBT)に関し、現在、どのような人権問題が起きていますか。(複数回答可)

(回答者数 676人、回答件数 1,449件)

1 職場、学校において、嫌がらせをすること	2 差別的な言動をすること	3 就職・職場で不利な扱いをすること	4 アパート等の住宅への入居を拒否すること	5 じろじろ見られたり、避けられたりすること	6 性的指向及び性同一性障がい者に対する理解が足りないこと	7 ないと思う	8 その他
196	300	169	60	201	447	41	35

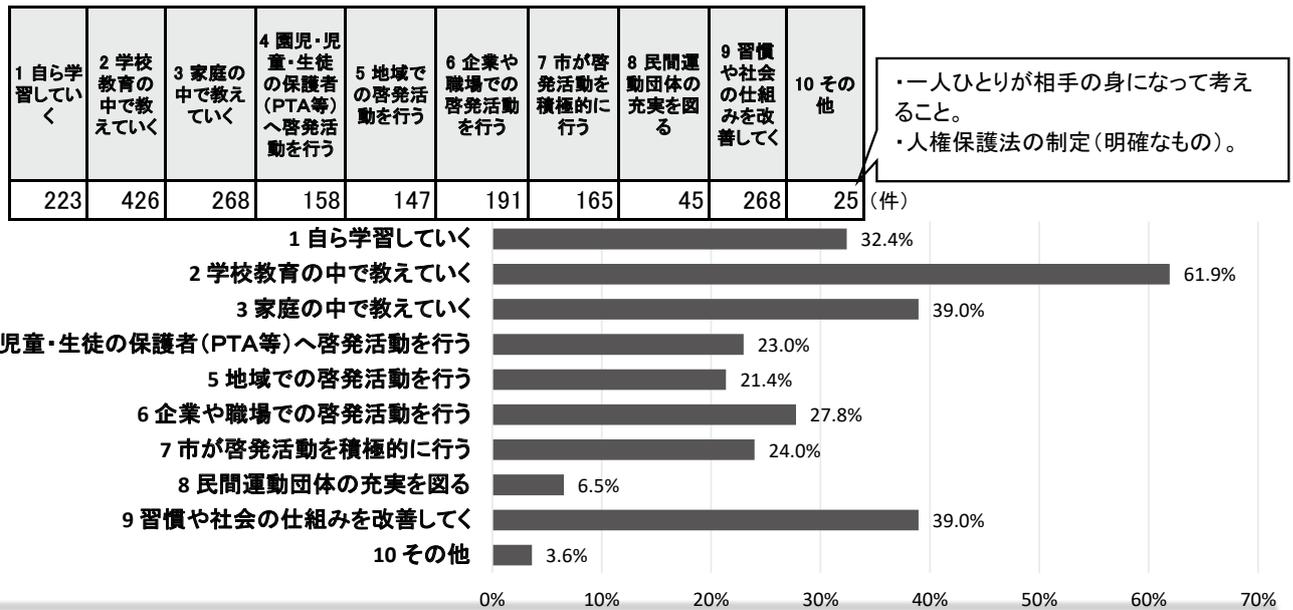
・よくわからない。  
・そういう人を身近では知らない。



【考察】

近年、日本でもやっとり上げられるようになってきた人権問題であり、記入された意見にも圧倒的に「よく分からない」「そういう人に会ったことがない」という意見が多く見られ、したがって回答項目6の理解が足りないという回答が、66.1%と最も高い。また、そのため知識や理解が不十分であることから、回答項目を想像で答えている面が強いとも考えられる。県の調査と、各回答項目の割合や順位が本市とほぼ同じであるという結果からも、テレビなどでは性的少数者(LGBT)の芸能人をよく目にするものの、身近に感ずる人権課題として意識している方は少ないことが窺える。だからこそ、様々な場を通して、性的少数者(LGBT)に対して正しい知識や理解を持ってもらえる取り組みを行っていく必要があろう。

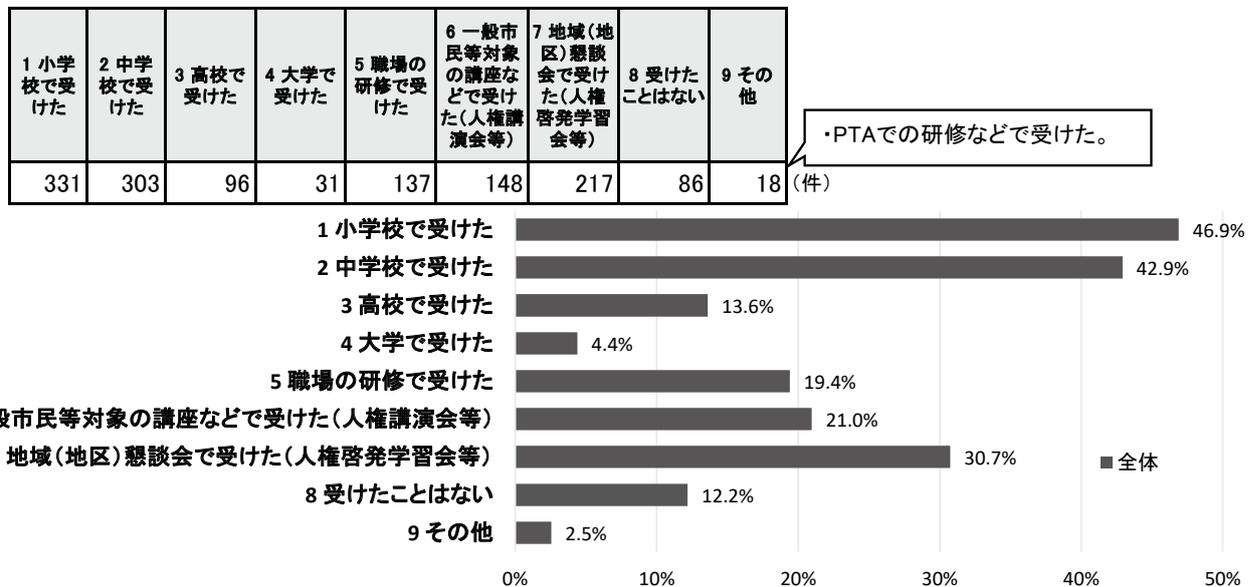
質問29 人権問題についての理解を深め、人権意識を高めていくためには、今後どのような取り組みが必要だとお考えですか。(複数回答可) (回答者数 688人、回答件数 1,916件)



【考察】

回答者の61.9%の人が「学校教育の中で」を選択し、前回は62.5%で一番高い。人権問題の学習や研修をした機会を尋ねた質問30の回答では小学校が46.9%、中学校が42.9%と高く、人権問題を学校で教えることの重要性が理解されている。「家庭の中で」が40%近くあり、家庭でも人権問題に向き合い正しい知識をもとに話し合いをすることが求められている。人権問題は自分に関わる大事な事であり、自ら積極的に学ぼうとする意識が高い回答率(32.4%)で示されている。PTA、地域、職場、市(行政)などの啓発活動についての選択が20%から30%近くもあり、啓発活動の重要性が理解され、そこへの参加意志が示されている。「習慣や社会の」は39%(前回は46%)の人が選択しており、時には人権意識高揚の妨げにもなる習慣や社会の仕組みが今も根強く存在していて、それらを改め解消する必要があることを大勢の人が感じている。

質問30 あなたは、人権問題(女性、子ども、高齢者、障がい者、部落差別(同和問題)など)についての学習・講演会への参加や、研修を受けた事がありますか。(複数回答可) (回答者数 706人、回答件数 1,367件)



【考察】

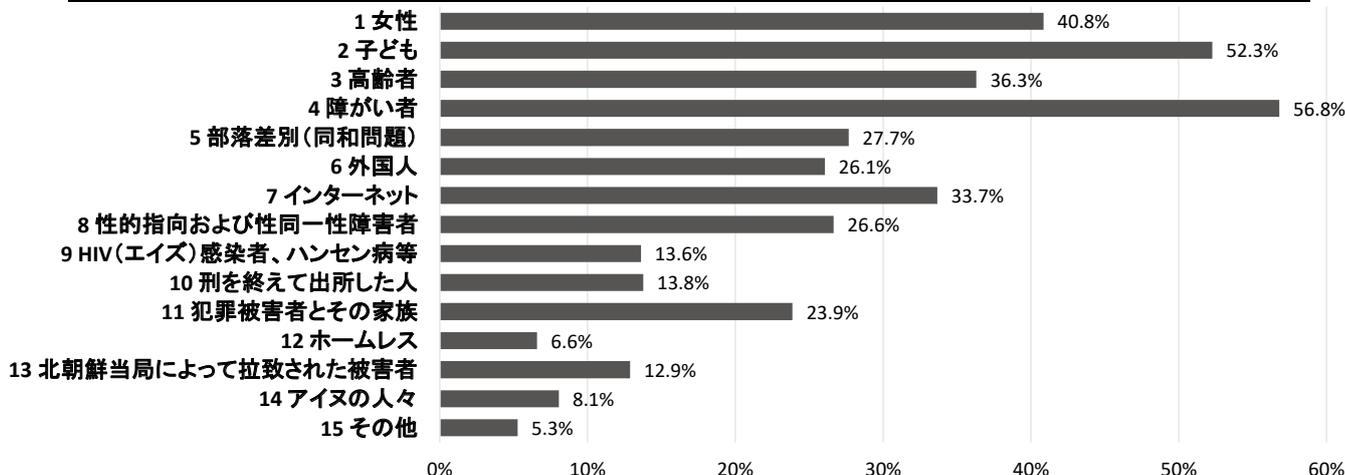
「小学校」46.9%、「中学校」42.9%と義務教育段階で受けたとする回答割合が多く、小・中学校で学習したことが人権問題を学ぶ出発点になっているので、小中の学習は人権問題に関心を持ち、学び続けることの大切さが分かるようなものにしたい。高校で学習したとする割合が13.6%(近隣の市は14.2%)という低い数値は問題であろう。小・中学生に比べ物事を関連づけて、広く深く学べる力が備わってくる高校生こそが、小中で培った人権問題についての学びをより確かなものにし、将来に向けて人権問題を自分の事としてしっかり受け止めることが必要である。職場での研修に加え、本市が実施している人権啓発学習会、人権尊重のまちづくり市民の集い、人権セミナーも前回に比べ同じか6%ほど高い割合になっている。参加された皆さんの理解がより深まるような内容にしたい。

質問31 今後、人権問題としてあなたが特に取り組む必要があると思うものを選んでください。(複数回答可)

(回答者数 683人、回答件数 2,625件)

1 女性の人権	2 子どもの人権	3 高齢者の人権	4 障がい者の人権	5 部落差別(同和問題)	6 外国人の人権	7 インターネット上の人権	8 性的指向および性同一性障害者の人権	9 HIV(エイズ)感染者、ハンセン病等に関する問題	10 刑を終えて出所した人の人権	11 犯罪被害者とその家族の人権	12 ホームレスの人権	13 北朝鮮当局によって拉致された被害者の人権	14 アイヌの人々に関する人権	15 その他
279	357	248	388	189	178	230	182	93	94	163	45	88	55	36

(件)



【考察】

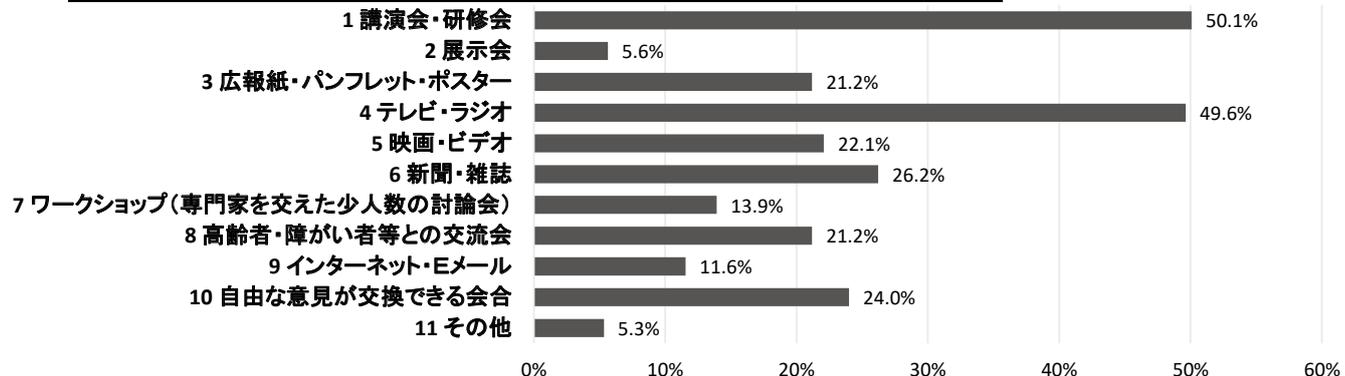
障がい者の人権と子どもの人権はいずれも50%を超えていて、前回よりも高く、近隣の市や県も同様である。45人が殺傷された悲惨な事件や障がいのある人に対する差別・偏見、学校におけるいじめ問題や後を絶たない親による我が子への虐待(さらには虐待死)などが高い割合の要因になっていると考えられる。女性、高齢者、インターネットはいずれも高く、特にインターネットは前回より12.5%も高くなっており、深刻さを増している。「性的指向」は前回の2.3倍となり、憂慮すべき人権問題となっている。「部落差別解消推進法」が施行されたにも関わらず、部落差別(同和問題)は前回と同様の27%台(近隣の市29.1%、県26.7%)で回答割合が低い。テレビや新聞で取り上げられることが多い他の人権問題に比べ、報じられることが少ない部落差別(同和問題)には関心が向きづらいのか。犯罪被害者、拉致被害者、エイズ感染者等の人権問題にも真剣に向き合いたい。

質問32 あなたは、人権啓発を推進するためには、どのような啓発活動が効果的だと思いますか。(複数回答可)

(回答者数 675人、回答件数 1,693件)

1 講演会・研修会	2 展示会	3 広報紙・パンフレット・ポスター	4 テレビ・ラジオ	5 映画・ビデオ	6 新聞・雑誌	7 ワークショップ(専門家を交えた少人数の討論会)	8 高齢者・障がい者等との交流会	9 インターネット・Eメール	10 自由な意見が交換できる会合	11 その他
338	38	143	335	149	177	94	143	78	162	36

・啓発するものではない。自分で考える力をつけさせること。



【考察】

講演会・研修会が50.1%と5割を超え、近隣の市44.8%、県46.4%よりも高く、本市が取り組んでいる人権啓発学習会や人権セミナー、人権尊重のまちづくり市民の集い等が認められ、支持されている。テレビ・ラジオも49.6%と高く、映画・ビデオも合わせ視覚と聴覚に働きかけるマスメディアや映像活用は、限られた時間内で全体像を把握できる良さがある。反面、表面的理解に陥る問題点もある。文章を読み込んで意味を探り、思考を深めるのに新聞・雑誌は有効と思われるが、26.2%という低い数値は、人権問題に対する探究心が弱いのではと危惧される。自由な意見交換会や被差別当事者(高齢者、障がい者等)との交流会を20%以上の人が選択しており、啓発活動を能動的に進めることにつながる。参加者の多様な考えに触れ、当事者の悩みや苦しみを聞くことは、人権問題についての認識を深め、人権啓発を自ら行う意欲を培うことになるのではないかと。

**質問 33 人権が尊重され、差別や偏見のない明るい東御市をつくるために、あなたのご意見  
やご要望等がありましたら、ご記入ください。**

記述者 156人(回答者722人の21.6%)

**○記述の傾向**

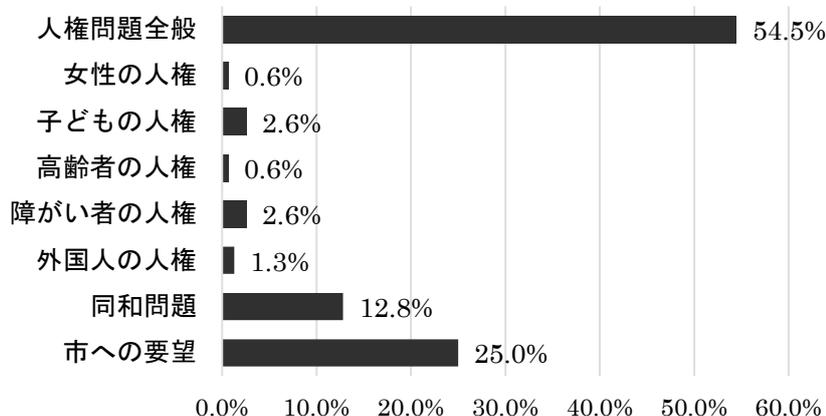
肯定的・推進的な意見	71人
否定的・消極的な意見	11人
その他	35人
市への要望	39人

**○記述の内容**

人権問題全般	85人
女性の人権	1人
子どもの人権	4人
高齢者の人権	1人
障がい者の人権	4人
外国人の人権	2人
同和問題	20人
市への要望	39人

(人)

	全般	女性	子ども	高齢者	障がい者	外国人	同和問題	合計
肯定的	57	0	3	1	4	2	4	71
否定的	5	1	0	0	0	0	5	11
その他	23	0	1	0	0	0	11	35
合計	85	1	4	1	4	2	20	117
市への要望	39人					総合計		156



○記述の内容から・・・ 一部省略させていただいた文章もありますが、各人権問題からいくつか紹介します。

#### ◇人権問題全般について

- ・自分でも気づかずにやっている事もあると思う。また、自分はしたくなくても周りの目が気になり、なるべくそういう人に関わりになりたくないという気持ちになってしまうので、社会全体で、差別や偏見をしないようにしないと、いけないと思う。  
(女性、40代)
- ・区長をやったとき、2年に一度行っている人権同和研修会への出席、人集めをするのに大変苦労した。自発的に出席する者の輪をどうやって広げるのかが大きな課題である。克服しないと向上しない。(男性、70代)
- ・自分の意見や考えと違う人を排除しようとする行動や言動を慎むべきだと思う。いろいろな考えがある事を多くの人が理解することが大切だと思います。(女性、50代)
- ・インターネット等によるSNSの普及で簡単に情報を得ることができる時代なので、そういった部分での対応策が必要になってきていると思います。(女性、30代)
- ・実際に気になる差別等は経験していませんが、事実としてあるのなら、まず教育現場(小学校、中学校)で、人権啓発することが望ましいと考える。高齢者になる前の方が、フィルターを通さず頭と心に正しい教えが入っていくと思う。(女性、50代)
- ・今は何でもインターネットで情報を得られる時代ですが、その情報がすべて正しいと思っている人が多いように思います。子どもがいるので、特に子どもに関する事(虐待、いじめ)、障がいに対する偏見は日常の中で感じる事があります。学校では先生、行政でも人によって対応が違う(理解しているか疑問に感じる人もいる)ので、まずは上に立つ方々が正しい知識と理解をもったうえで、PTAや子どもたちに向けて講演会や研修会を行ってほしいです。討論会や意見交換会などは興味のある人たちしか集まらないので、「興味がない人にも正しい理解をしてもらおう」ためには、確実に地域の人や、保護者が集まる場所で啓発するほうが効果的だと思います。(女性、30代)
- ・自分だけ、我が家だけが良ければいい、周りのこと、地区の事には関心ない。そういう親に育てられれば、子どももそうなる。勉強の成績だけでなく「心」を育てる教育をもっと

考えるべきだ。金、経済のことばかりしかない政治家さん（国会議員のことです）ばかりの世の中では難しいでしょうね。（男性、70代）

- ・人からやられたら嫌だということは人にはやらない。人から言われたら嫌な事は人には言わない。自分を大切にし、同じように人を大切にする。こういう心根は一朝一夕に身につく事ではないし子どもの頃から躡けていく事が良いのでは。学校、幼稚園、保育園にまかせるのではなく親の責任として子どもを育て上げる。一人ひとりがしっかりした人間形成が出来ていけば差別意識は減っていくと思う。社会のあり方とも関係があると思うので簡単には解決しないと思いますが。興味関心ある人だけでなく多くの人に訴えられる活動を期待します。（女性、70代）
- ・明治、昭和の始め時代に比べれば、現在の社会は、差別、偏見はかなり変化してきていると思います。しかし、世の中が豊かになれば、また昔と違った差別が起こっているように思います。例えば子どもの虐待、高齢者の虐待、若者の引きこもり等々。これからは地域のつながりが大切になっていくのではないかと思います。（女性、70代）
- ・市民一人ひとりの意見や人権を日頃から大切にしていくことが基盤だと思います。どんな些細なことでも耳を傾けたり「あいさつ」や「ありがとう」などの当たり前のことを、市職員を始め、皆が自主的にできるような環境づくりが幼年期から大切だと考えます。（女性、30代）
- ・人権と一口に言っても子ども、老人、障がい者と幅広いと思います。インターネットによる差別、偏見がより広まっていると思う。どんな場合でも自分がされて嫌なことはしない。なかなか難しいことだと思います。悪気がなく言った言葉で相手が傷つくこともあり、生きていくことは難しいが自分さえよければという考え方を改めていくしかないと思う。（女性、60代）
- ・私は他県から長野県民になりました。長野という土地、地域柄、周りの様子を用心深く見極め、周囲に合わせて行動する特性を強く感じます。同じ考え、同じような容姿が静かに求められている社会ですので、差別は根深いものと思います。田舎らしい素朴な心地良さはあると思いますが、関心というか、干渉は常について回る地域性、教育（家庭、学校）の内容が抜本的に地域特有の思考を少しずつ変えていけるのではないのでしょうか。（女性、50代）
- ・人権侵害や差別行為をすることは恥ずかしいことであるという認識を抱くように誘導する。「あおり運転」が社会的に許されないことが浸透してきたように、差別的言動が

社会的に許されないことであるという雰囲気にする必要がある。そのためにはマスコミの寄与と影響が大きい。(男性、60代)

- 人権は尊重されるもので、人間にとって大切なことではあると思うが、とり方ひとつ違うだけで大きな問題になってしまう。何を課題にあげて話をしても、皆が同じ回答にならないと思うので、なかなかその話をしにくい気持ちにはなれません。逆に今の世の中だからこそ、間違った情報や曖昧な情報に流されてしまうので、何事も慎重にやらないといけないですね。(女性、30代)
- 人権問題はとても難しく大事なことで、争いのない平和な社会になるためには、一人ひとり自覚して生活していくことが大切だと思います。かつて孫が小三の時、ひとり親のため誰が考えても間違った指導をされ、孫が先生を信頼しなくなり、孫、家族も心を痛めました。その時いろいろ考え悩み、納得できず、行政にお世話になり親切に正しく対応していただき、困ったことがあったら行政に相談されるのが一番だと思いました。(女性、70代)
- 「人権の侵害を行う人=悪」と考えがちですが、当人には悪いことをしているといった意識がない場合が多くあると思います。人権侵害が社会的に許されないという意識の醸成も大切ですが、自分のしている日常的な何気ない行動が、他者の権利、人権を侵害しているということに気付けるような場面が必要だと思います。人権問題は、「自分とは関係ない」「自分の行動は例外」と思われたら、進展はないと思います。例外のない、社会全体、一人ひとりの取り組みにしてほしいと思います。(男性、20代)
- 小中学生の時に学ぶ機会を多くしたり、社会人になってからも研修で取り入れたりして、学ぶ機会を多くするといいと思います。人権イコール同和問題と考えがちですが、障がい者、外国人、病気の方等、広く人権を考えることが大切だと思います。(女性、40代)
- 人権問題は、その問題及び人権を侵害されている人々について知らないことが最大の要因となっている。東御市においては、同和問題と障がい者については小中学校で良く教えていると思うので、その点はぜひ時間を割いて丁寧に続けてほしい。一方で、LGBTや外国人に対する差別や偏見、そしてインターネット上の人権侵害には十分な理解が進んでいないので、今後充実させていくべきである。講演会等はその一つの方法ではあるが、関心のある人ばかりが参加する傾向があり、元々興味のない人々には情報が届かないことになりがちである。小中学校の人員(教員)削減が進む中ではあるが、やはり早い時期に正確な情報に触れ、リテラシーを身に付けることが問題解決に不可欠な道の

りであるため、その点を軽視することが決してないようにしてもらいたい。(男性、20代)

- さまざまな差別があることを知っていただくことも大切だと思うが、一人ひとりの道徳的判断が正しくできるような学びがほしい(大人も子どもも)。自分の頭で考えたり、他者の心を感じ取る感性を一人ひとりが向上させれば、世の中はきっとよくなると思う。(女性、40代)
- 一人ひとりが大切にされお互いが思いやりをもって生活ができるように、小さいうちから学んで、また、大人になっても学びを続けてさらに深めていけるように、家庭でも学校でも社会でもみんなで取り組んでいきたいと思います。(女性、60代)
- 正しい知識を身に付けることが大切だと思います。一人ひとりが勇気を持って自分の気持ちを素直に表現できる共生社会を実現するための活動が必要だと思います。(男性、30代)
- 差別や偏見が起きてしまう理由を皆で考え社会全体で取り組む問題だと思います。個人個人がそれぞれ人権に対しての意識を高め知っていく姿勢が重要であると感じています。(男性、30代)
- 他を思いやる、自分を大切にすると同じように他人も大切に、人権を尊重する思想や意識を認め合えるようになった歴史的背景をきちんと学習することなどは、小、中、高校の時に段階を踏まえて学ぶことが大切だと思う。学校教育に期待したい。(女性、70代)
- 人権が尊重され、差別や偏見のない明るい東御市をつくるための活動はいろいろ行われているのだと思います。ただその活動を知っている人、知らない人、興味のない人がいて、その意識、考え方の差は大きいと思う。もっとその活動について、日常の中で知る機会があればいいと思います。(女性、40代)
- もしかしたら、自分も無意識のうちに人権差別的なことをしていたかもしれないと思います。自分では何気なくしたり、言った事であっても、相手によっては心に傷を受けさせてしまった事があったでしょう。どんなことが差別になっているのか、小さな差別から大きな差別まで、具体的な例で、繰り返して学び合う場が有効だと思います。学生は学校で、社会人は会社や地域活動の中で、特に人格形成期の小・中学生には重要な事だと思います(企業に上記のような教育を期待しても難しいでしょう)。(男性、60代)

- ・私自身の体験では、少年時代には多少の「いじめ」を受けることもありましたが、それらは差別とか人権の侵害とまで感じるようなことではなかったと思います。その後、この年までも無縁でした。50年くらい前までは、結婚や就職に差別的な見方・考え方があったことは事実です。本人とは全く関係のないところでも動きで判断されどんなにつらい思いをしたことでしょう。今ではそれらに代わっていじめ・虐待が身内を中心に増えているのが現実です。「差別と人権侵害」は強い偏見から生まれ、いじめ虐待は自己中心的な心のあり方から生まれるものと思っています。「自分が嫌なことは人にはしない。」人への優しさや慮る心を学校教育や家庭の中で育てていくことが何より大切だと思いますし、社会人となっても講演会等で優しさ磨きに努力することも大切（自分磨き）。（男性、70代）

#### ◇女性の人権について

- ・指導する立場になってる人が部下を指導する時に、もう一度、考え直して学んでくれたら、社会問題になっている事は良い方向になっていくと思います。現実、産休からの復帰はとても過酷です。今ある会社（企業）などに、本当に色々理解してくださらない方が多すぎます。（女性、40代）

#### ◇子どもの人権について

- ・児童相談所のずさんな対応で、幼児を死に至らせている事件が多発しています。公は人手不足云々でなく、まず虐待を受けている子どもを見つけたら、すぐに助けてください。くれぐれもよろしくお願いします。（男性、70代）
- ・様々な人権がある中で、一番身近なものは子どもの人権ではないかと感じています。テレビニュース等で毎日のように悲しい出来事が伝えられています。どんな小さな異変も見逃されない社会になるように、私たちが日々自分の事として関心を持たなければなりません。（選択しない、50代）

#### ◇高齢者の人権について

- ・高齢者も元気な方が雇用できるような仕事の紹介、家にひきこもらないような高齢者のための地域交流の場を作る。少子高齢化が進む中、高齢者（元気な方）や障がい者もこれからは重要な地域の労働力となるため、地域で助け合ってできることを分担していきけるような社会を作っていってほしいです。（女性、30代）

## ◇障がい者の人権について

- ・LGBTや障がい者など、かわいそうとかマイナスなイメージを与えない教育をして、その人たちがどうしたら生活しやすくなるか、楽しい人生を送れるようみんなでサポートする社会になれるよう、自分たちで考える教育を義務教育で教えてほしい。最近はその痛みがわからない人が多すぎるので、自分が被害者になってしまったときなどを考える時間も必要だと思います。(女性、30代)
- ・我が家には障がいを持った息子がいます。まだ幼かった頃、病院を受診した折、若い女性から「親のしつけがなってない。迷惑だ」と言われたことがあります。発達障がいがある息子はじっと椅子に座っていることが難しく、終始動き回っていたことが目障りだったのでしょう…。「すみません」と言ってその場を離れましたが、とても悲しかったことを今でも思い出します。障がいに対してもっと理解があったら…と思いました。世の中には色々な人が生活しています。他人に対して、もっと優しく接することができる社会ができるといいなと感じています。そのためには障がい者などとの交流も効果的だと思っています。(女性、40代)
- ・障がい者や弱い立場の人を介護したり、支援する人や職員の人権も守られるような社会にもなってほしいと思います。家族だけではみられない分、誰かが必ず手をかして、一緒にみている事が忘れられてしまう。人権を守るのも人だということも分かってほしい。(女性、40代)
- ・障がい児・者との交流の機会を多く作り、地域で就業できる環境を整備する。プレジョブなど、積極的にできるようにする。(女性、30代)

## ◇外国人の人権について

- ・東御市は韓国系の会社も多く、今韓国ともうまくいかなくなってきた。韓国人の知り合いも多く、一人ひとりと話をすればよい人が多いと思う。話し合いを色々すれば、心も開ける。(男性、60代)
- ・例えば外国人への差別や偏見があるのは、お互いのことを知らない、お互いの国のことを知らない、知ろうとしない、ということだと思う。小さいころからいろんな国の方と接する機会があれば、興味が持てたり親しみもわくと思う。保育園なんかで国際交流ができれば素敵だなと思うし、共通言語である英語に対する取り組みも変わってくるのではと期待したい。(女性、40代)

## ◇部落差別(同和問題)について

- ・私自身がそうであったように、小学校の頃から同和教育を受けることにより誤った認識を持たないようにすることが大切で、物心がつく早い時期からの教育が肝心であると思います。部落差別の問題は時代とともに減少していくと思いますが、根絶するとは残念ながら思いません。しかしながら、世代が移り行くのを待つのではなく、地道な教育活動は必須と考えます。学習の場を作るとしたら、一方的に情報提供で終了せず、意見を出し合い考える場所として学生さん、社会人、あらゆる世代がまとめて集まれるワークショップなどがあると良いと思います。私自身は東御市でどのような問題、課題があるのか具体的に知らないなので、詳しい情報が求める人に与えられる(インターネットなど、手軽な手段や、市からのお知らせなどで)環境があり、一人でも考える人を増やすことが大事だと思います。(男性、50代)
- ・子どものころ親から部落差別の話を知りました。聞いていなければ、その子ども達と何も考えずに遊んでいたと思います。一緒に遊んでいても常に親から聞いた話を思い出さなければならなかった。私としての結論は問題としない方が一番良いのではないかと思います。(特に同和問題に関して)子どもの人権に関してだけは、子どもからは何も発信できないので、大人が守っていくしかないのではないのでしょうか。外国のように日本も子どもの所有物とみないで、問題と思ったらすぐに通報できる社会にしたいものです。(女性、60代)
- ・人は皆、平等で尊重されるものと思ひ、常にそう心がけています。小学校の頃に教えられた部落の同級生とも仲良くやっていますが、そのことが、消したくても心から消えません。部落ということだけでなく、人としてお互いに尊重し、認め合うという教育をしていただきたい。(女性、70代)
- ・高校の時「橋のない川」の映画を見ました。私の主人の姉が、部落という方のもとに嫁いだ時、親戚や両親から大変反対され結婚式にも出してもらえなかったと聞いて、今でもそんな事あるんだとビックリしました。この現在、そんな事があつたのかと思えるほど、時間がたち交流もできています。だから学校などでは取り上げず、勉強する必要もないと思う。外国の方や同性愛の方、周りにもおりますが、一人の人間として見ていけば良いと思う。世界は一つ、地球は一つ、宇宙にはいろんな星がある。こんな小さな所でぐだぐだ言ってる時ではない!!(女性、60代)
- ・女性、子ども、高齢者、障がい者は、どんどん活動が必要だと思います。部落差別については、忘れるべき事と思う。同じ国の人なのに、どこの部落にいたら嫌われるのか良

く分からないです。なぜ嫌うのか…？遠い昔の人の事です。忘れたほうがなくなると思  
います。(選択しない、50代)

・部落差別について…小中学生の頃に道德の授業で部落差別について学んだので言葉は  
知っているが、県外出身の人では言葉すら知らない人が多くいることに驚きました。子  
どもの頃に学んだことはよく覚えているので、長野県では今後も教育に取り入れてほ  
しいと思います。差別を受けた方の体験談や想いを共有することで、より共感を生む教  
育になると思います。…と思う一方で、自分自身のまわりに部落差別を受けた人がいな  
い(知らないだけかもしれないが)ので、現代にもそんなものがあるのかよくわからな  
い。前時代的なもので今はほとんどないのでは？と思う30代は多いと思う。現代にも  
残る差別で苦しんでいる方がいるのであれば、ぜひ新聞などで取り上げて周知されて  
はどうかと思います。(女性、30代)

・私は40年間サラリーマンとしてY市で生活してきましたが、その間、「同和問題」とい  
う言葉も単語も知らなかった。ただ、部落解放運動について中学生時代に社会科の教師  
から習ったような気がする。が、ほとんど理解不能であった。というのは、人間社会に  
おいて差別や偏見があるとは思っていなかったからである。15年前にこの地に来て「同  
和問題」という文字を活字で見、この言葉を耳にした時はこの意味も解らなかったが、  
日々日常生活の中でこの語句の意味も徐々に解ってきた。そしてなぜこの地には前近  
代的な風習が残っているのかと愕然とした。人間皆平等である人権は尊重されなけれ  
ばならない。これに類する関係機関があつて活動されていて努力されている事は認め  
るが、長野県内でも、特に、東信地方、東御市は熱心で、逆の見方をすれば神経質にな  
りすぎて遅れているのではないか!!この地域独特の偏見ではないのか。特に60代以上  
の人は偏見強すぎ。30代~50代はそれほどでもない。20代は無関心。私はこれから大  
人になる中学生に期待する。人権問題、同和問題について関心を持たせ、人間社会にお  
いて「平等」がいかにして貴重であるか重要であるか、徹底教育してもらいたい。(男  
性、70代)

・私の子どもの頃から「同和問題」という言葉を聞いてきているが昔も今も差別は無くな  
っていない。差別が無くなる活動ってあるのでしょうか。これ！といった手立ても思い  
つかないが、何もしないでいてはだめだから、地道に広報なり学習会などで啓発して  
いくことだろうか。(質問32の内容の実行)自分は差別なんてしないと思っではいるもの  
の、あらためてこのようなアンケートに向かった時、反省する点もありだなと考えさせ  
られた。(女性、70代)

・部落差別については、あえて学校で取り上げなければ知ることなかったのではと

も思うのだけど、そう簡単なことでもないのかな。けれど実際自分の周りの問題として関わってきたら考えてしまうかもしれない。こうして移住者も増えている時代だから、そんなこと古い、格好悪いという意識が若い世代に持つことができれば変わってくるのではと思う。(女性、40代)

## ◇市への要望

- ・東御市に「東御市東部人権啓発センター」があることを強くPR。「人権同和政策課」が設置されている、その課のミッション(役割)と権限や責任を市民に発信する(どんな奉仕をしているか市民は不明)。市のイベント①子どもフェスティバル②巨峰の王国まつり③ふれあい文化祭④市民大学講座など広く活動紹介をする。(男性、60代)
- ・私は生まれてからずっと東御に住んでいます。人権のことは学校で沢山学んできましたが、私がずっと住んでいてあまり、そういった問題は気にはなりません。これからもよりよい住みやすいようになるようによろしくお願いします。私も子どもなどに、そういう学校などで学んだことを教えていきたいと思います。啓発活動は、自ら出向くのはそういうことに意識を持っている人でないとなかなか行きにくいと思うので、ぜひテレビや誰もが目につくように工夫していくと良いかもしれません。具体的でなくすみません。(女性、20代)
- ・市は片一方の意見を聞くだけでなく、相手にも何か問題なことが全くないのか、よく状況を見たり考察してみる努力をしなければならない。割に見落とししていることがあるものである。(男性、60代)
- ・人権問題について、私を含めて「他人事」と思いがちです。大きな研修や講演会より、小さなワークショップで個々に体験を話し合った方が有意義だと思います。(女性、40代)
- ・高齢者、障がい者、女性、子どもたち、それぞれの環境により人権問題が変わるので、個人個人に対して今置かれている立場、差別、偏見などがないか確認する必要があると思う。なかなか自分から相談できる人は少ないはず。その際は無記名にしてカテゴリー別に「高齢者」「障がい者」「女性」「子ども」などで分けて、その中でのトラブルや差別、改善すべき点をまとめて、東御市の広報や啓発活動に生きた声を届けてほしい。より住みよい東御市になるように応援してます。(女性、70代)
- ・役所内の女性幹部の登用や障がい者の雇用(正規職員として)などを推進することが急

務かと思います。またこのアンケート用紙についても、視覚障がい者には読みにくいと思います。ロービジョンなどがあればフォントを工夫するなどでも対応できる場合があります。(男性、50代)

- ・私には可愛い孫がいます。今、世間で児童虐待やネグレクトなど悲しい事件が後を絶たずとても心配しています。市や社会で見守る必要性を感じます。また、女性への盗撮や、チカンなど弱者に対する被害が横行しているのも、くやしく思っています。なぜ、そのような事が多発しているのか、専門家や社会で考えていくべきだと思います。未来が幸せでありますよう、子ども達が幸せでありますよう願っています。あと、高齢化がどんどん加速していきます。老人ホーム福祉施設などの充実と年金生活が困らないよう、国や市や社会で考えてほしいのと、老人ホームで働く人の給料や、保育園の保育士の給料を上げてほしい。とても大変で、きつい仕事なのでお願いします。(女性、50代)
- ・今まで、多少の差別、偏見はあったように思いますが、その都度、自分なりに乗り越えてきたと思う。しかし、乗り越えられなかった時に相談できる人、場所。誰でもわかるような発信をしていただければ。(女性、60代)

※「同和の方々」とか「同和について」とか「同和の人」という言葉が使われていましたが、同和地区・同和問題など、同和〇〇という熟語としての使い方は良いのですが、「同和」という2文字で使う場合は賤称(せんしょう)語になります。つきましては、こちらで、付け加えさせていただきましたので、ご承知おきください。

---

---

## 全 体 考 察

---

---

今回のこのアンケートの33項目の質問に答えてくださった722人の皆様のご協力に心よりお礼を申し上げたい。33の質問項目について一つ一つご自分と向き合われて回答してくださったお気持ちを感じられた。皆様のご意見・ご要望などは、これからの東御市の人権同和政策や人権同和教育を進めていくうえで、ぜひ活かしていかなければならないと感じた。前々回と前回よりアンケートの回収率が下がる結果になったのは、この5年間、前回の人権意識調査の結果を、市民の皆さんに周知してもらえるような活用の仕方ができなかったためではないかと考えられる。今回の意識調査の結果は、是非これから5年間、様々な啓発活動や研修、学校人権同和教育に活かしていただき、市民の皆さんに意識調査をする趣旨を感じ取っていただければと願う。そのために、それぞれの質問項目や質問33にお寄せいただいたご意見やご要望を参考にして、各人権問題について考察したい。

### 人権問題全般について

関連する質問1から質問5までを総括してみる。人権に対する関心度は、前回より高い数値で71.2%となり、10人に7人は関心を持って日常生活をしていることになる。関心度が高まると人権意識も強くなり人権感覚も高まって、日常生活の中で自分の人権が侵害されたと感じた数値が、前回より高くなってきている。今まで見過ごしてきたことが、パワハラやセクハラだと意識するようになってきて、前回より数値が高くなってきているのだろう。しかし、人間関係で気まずい思いをしたくないと考えたり、その場の雰囲気をおろそかにしたりする気持ちの現われか、人権侵害を受けたと感じたのに「だまって我慢した」と答えた方が74.6%、10人に7人以上いたと考えられる数値が出てきているが、「相手に抗議した」という方や「身近な人に相談した」という方も、前回より着実に増えてきている。そして、「現在の日本は、人権が尊重されている社会だと思いますか」の問いに、「そう思う」の回答が前回より4.9%減り、「そう思わない」が2.2%増えているという結果になっている。50代と70代の男性を除くと、20代から70代の女性まで男女共に、「そう思う」が「そう思わない」よりかなり下回っていて、現在の日本は人権があまり尊重されていない国であるということになる。

これだけ乳幼児・子どもや障がい者への陰惨な事件や人権が無視されてきた事件・事象が起きているので、すべての人権問題に対して「人権が尊重されていない」という怒りを、様々な人権問題をなくしていこうとする原動力になっていってくれることを願うばかりである。

質問33のご意見より、「…人からやられたら嫌だということは、人にはやらない。人から言われたら嫌なことは人には言わない。自分を大切に、同じように人を大切にする。こういう心根は一朝一夕に身につく事ではないし、子どもの頃から躱けていく事が良いのでは。(以下略)…」、その通りである。

## 女性の人権について

今回の調査では、質問7「女性に対する差別・偏見がありますか」の問いの男性年代別、女性年代別の統計グラフを記載していただいた。差別・偏見があると答えた20代から60代の女性は、同じ年代の男性より、はるかに多く差別・偏見があることを日常生活の中で感じ取っている。特に30代の女性と男性の意識のずれが24.2%と一番大きい。子どもが生まれ、一番子育てが大変な時期でもあるだろうし、また、職場でも責任ある立場に立たされつつある30代。共働きであるとする、子育てと仕事の両立で男女共同参画の趣旨を一番実践しなければならない年代でもあるだろう。他の年代でも男女共同参画の趣旨が生かされていないことが考えられる。

「男女共同参画社会基本法」が1999年（平成11年）に施行されてから20年経ったが、男女共同参画という名前だけが先行してしまっていて、「男である、女であるに関係なく互いに認め合い、自分の意志で、それぞれの個性と能力を発揮して、社会のあらゆる分野で、力を合わせて参画することのできる男女共同参画社会をめざす」という法の趣旨に沿って具現化していく道筋や方法・手立てが、まだまだ古来からの日本の男性優位の意識に阻まれているからであろうか。反対に女性の中にもそれを良しとする風潮があるのも否定しがたい。「基本法」が施行されてから、20年の間「性的指向及び性同一性障がい（LGBT）」の皆さんがしっかり声を上げてきたことや生活面などかなり多様性が出てきており、当初の頃とまた男女共同参画社会の捉え方にも変化が出てきているのではないかと感じる。日常生活全体の中で男性もおり女性もおりLGBTの皆さんもいて、共に生活していく中で、多面的に男女共同参画社会の趣旨を捉えていくことが必要になってきている時期ではなかろうか。そんな社会情勢の中で、今後も「男女共同参画社会とは」ということで、誰しもが胸に落ち実践していこうとする啓発活動や研修などを期待したい。

特に差別意識を感じるのは、「家庭生活で（家事など）」・「職場で（待遇・賃金など）」が60%前後回答されている。しかし、「職場で」は、女性より男性の方が女性差別があると感じている方が少し多くなっているのが、良いきざしであろうか。

質問6の「男女共同参画について知っているか」との問いに、20代を除いて各年代が「知っている」方より「言葉だけは知っている」方が圧倒的に増えてきている現状を考えると、男女共同参画についての啓発活動や研修など、当初の頃と同様に基本的なところから、今一度練り直して内容を考え直していくべき時期にきていることを感じる。20代は、「知っている」と回答した方が半数近くいたので、学校教育の成果と思われる。今後も「男女共同参画社会基本法」の趣旨をしっかりととらえた教育に期待する。

質問3の「どんな人権侵害がありましたか」の回答に、「DV（身近な人からの暴力）」に、15人、セクハラに23人、ストーカー行為に9人が回答していたが、女性の被害が多いとされるところで、命にもつながってしまうことを考えると、女性の人権として見過ごすことができない重要な事象である。被害にあった時に、「身近な人に相談した」が男性より女性

の方が2倍近くいたが、それで解決できる方向が見えてくれば良いのだが、命にも関わってくる大事なことなので、より一層安心して被害者が相談できる対策を練り、窓口などを広く知らせていく手立てを今後もしっかり講じていってほしい。

### 子どもの人権について

全国の児童相談所への虐待の相談の総数が16万件近くあり、過去最高であるという報道がなされていた。ここ数年、乳幼児・子どもへの陰惨な虐待事件が相次ぎ、大事な命を奪われていることや、親による虐待の現状をメディアで報道されるのを見聞きするにつけ、同じ人間が幼い命に対して、ここまでむごい仕打ちをするのかと胸が痛む事件が相次いだ。そして、どうして命を守ることができなかつたのかと事件の詳細を知るにつけ、怒りを感じてきた。その怒りの矛先が、児童相談所であり、行政に対してであり、その家族の親戚であり、周りの地域の人々だった。しかしこの16万という件数を考えると、対岸の火事ではすまされない。常に親戚はもちろん、地域の中でもみんな子どもたちを見守っていこうとする精神をつけていかなければならないが、プライバシーの侵害だといわれてしまうと難しいなと感じる今の現状である。

実際に各質問事項の考察でも書いてきたが、子どもの人権が守られていないと答えた方が、前回より増えており、どのような場面で守られていないかの問いに「いじめ(学校で)」と「家庭で」が圧倒的に多く回答されている。虐待や育児放棄などは、親自身の心のケアも大事にしていかなければならないが、今現在3~4世代が同居している世帯が少ないので、親が身近な人に相談するような気持ちで気軽に相談できる場所や、少しでも心身共に解放される場所が多くあればと思う。虐待の一つの要因として、親も同じように育てられてきたことが挙げられると報道されていたが、この負の連鎖を断ち切るためにも、本市で行われているような子育て支援や、乳幼児を育てている親向けの「たけのこ学級」のような親同士が気軽に集まって話ができたり、心身共にリフレッシュできるようなお話を講師から聞いたりできる取り組みを今後も継続していただきたい。

毎回「いじめ(学校などで)」の回答が一番多く上げられてくるが、「いじめのために自ら命を絶つ子どもをつくらない」これが一番の鉄則であろう。NHKの「事件の涙」という番組で「34年越しの宿題・葬式ごっこ事件」を扱っていた。34年前ある男子生徒の机の上に同級生や教師が「さようなら」などと寄せ書きをした色紙を置く「葬式ごっこ」のいじめが起きた。13歳であった男子生徒は、その後も続いたいじめを苦に自ら命を絶った。当時いじめ事件としては社会的に大きな問題であるとして扱われた。遺書に残された言葉を背負い、いじめと向き合っていた元新聞記者は、いじめがなくなること悲観し、一度は取材を止めたが、当時の担当弁護士が保管していた少年の遺書を目にして、再びいじめと向き合い始めた。葬式ごっこに加担していた教師から、なぜ加担したのか聞き出せない限り宿題は終わらないと考え、加担した4人の教師に返答を求めたが、「平穏な老後を送りたいので、取材には応じられない。」と1人だけ返事が返ってきた。その1人の自宅を訪ね「何

故葬式ごっこの色紙に言葉を書いたのか。」と尋ねると、「軽い気持ちだった。生徒たちから頼まれたから仕方がなく書いた。ふわっと書いただけで、深く考えることはしなかった。死ななくても良かった。いじめはあったことは知っていた。学校全体で知っていた。」これがようやく聞くことができた教師の言葉だった。元記者の宿題の答えは「学校任せにはならない。保護者や地域の大人が関わっていかねばならない。ともかく口を出すことから始まる。目を見開いて」だった。34年間、このいじめ事件に関わってきたかなり高齢の元記者の言葉である。学校関係者や周りの大人たちも、子どもたちの人権を守るために、この言葉の持つ意味を考え続けてほしい。このいじめ問題も同和問題に通じるところがあるので、同和問題のところで、関連して読んでいただきたい。

### 高齢者の人権について

我が国が超高齢者社会と言われるようになってから久しく、さらにこれからは、歴史上経験したことがないような様々な問題が生じる高齢社会になっていくことが予想される。現在でも超高齢化に伴う医療費や社会保障費の増大が指摘され、少子化による支え手の減少もあって、高齢者は非難的にもなりかねない社会的弱者になりつつあり、それがさらに加速するであろう。昨今の喫緊の人権問題は、高齢者を狙った様々な詐欺事件が多発していることだ。高齢者の認知能力や判断能力の低下に付け込んで、あらゆる策略を用いて金銭を奪い取ったり、必要のない高額な物品を押し売りしたりする事件がたびたび報じられている。高齢者を金儲けの対象とし、高齢者の人権をないがしろにする最悪の人権問題であろう。

利用料金が比較的安価な入所施設の不足、介護施設職員の不足もあって介護制度が十分に利用できず、家族による介護の困難さの中で悲しい事件がたびたび起きている。人は自らが歩んできたこれまでの人生を振り返ることはできるが、これからの行き先は誰にも分からない。身体機能の衰えや病気をいくつも抱えた老いの身に押し寄せる不安や心配は、年齢を重ねるたびに大きくなっていくが、そのことについて社会の理解が深まれば高齢者への差別・偏見は少しずつ解消していくのではないか。高齢になっても健康であれば幸せであり、そのためには自分のペースで働ける野良仕事をしたり、仲間とサークル活動をしたりすることが有効であろう。

本市の質問11の項目にはなかったが、近隣市には「働ける能力を発揮する機会が少ない」の項目があり、回答者の53.7%の人が選択している。人は高齢になっても、長い年月をかけて磨き上げてきた熟練の技や仕事への誇り、情熱を発揮することができれば、生きることへの励みと自信につながる。そして、元気に生き生きと仕事をしている元気な高齢者には、社会から感謝と尊敬の思いや眼差しが寄せられ、超高齢化社会と言われても温かで心安まる社会になり得るのではないか。福祉事務所や社会福祉協議会、民生児童委員によるセーフティーネットや地域の支え合いは年々充実してきているので、大いに活用することで身も心も健やかな老後を過ごすことができるものと思われる。

## 障がい者の人権について

元職員により45人が殺傷された津久井やまゆり園の事件は、あまりにも衝撃的で悲惨な出来事であり、障がいのある人にとっては恐怖そのもので、今もそれは消えていないのではないか。元職員は「障害者は不幸を作るだけ」と言い殺傷事件を引き起こしたが、識者の中には彼の犯行を彼の病的性格や薬物中毒が原因とするだけでは不十分で、彼の中に植え付けられた優生思想が一因となっているのではと指摘する人もいる。昭和23年に制定され平成8年まで存続した優生保護法により、精神障がい者や知的障がい者に対し、16,500件もの強制不妊手術や強制中絶が行われ、ハンセン病患者にも同様なことが行われた。20数年前まで存続した我が国の負の歴史にしっかり向き合って、この事件を考えることが必要であろう。質問15の回答で「就職」が一番多かったが、障がいがあっても仕事をするだけで社会に参加できることは喜びであり、張り合いのある生活をする原動力にもなる。仕事をするには経済面だけでなく、健康の維持や生活リズムの保持、仕事を通して社会に役立っているという満足感など、人が人間として生きていくために必要不可欠な要素を満たしてくれるが、障がいのある人にとって、それらはさらに大きな意味を持つであろう。

障がいのある人が働ける職場は少ないかもしれないが、近年、農福連携（※）の取り組みの中で、障がいに応じた仕事を用意できる農業分野が注目されるようになった。他の産業においても機械化ができなくて、ゆっくりでも根気よく丁寧な活動を必要とする作業があると思われるので、障がいがあっても十分に働けるのではないか。本市でも障がいのある人を何人も雇用し、それぞれの個性、特性を生かせる仕事を用意されている企業がある。また、新たに立ち上げられた法人組織もある。障がいのある人と言っても障がいは多様であり、障がいについて正しく理解することは容易ではない。身体に障がいのある人については、障がいを見ただ目で判断することはできるかもしれないが、日常生活や仕事などの社会生活を営むうえで、障がいがあることによる不自由さについてはなかなか理解されていない。特に精神に障がいを抱えている人は、外面的には理解されないことが多くあり、分かってもらえない辛さ、悩みをずっと背負っているケースが多いと言われている。障がいのある人をかわいそうな人と見なしたり、同情を寄せる対象の人としたりするのではなく、積極的に交流して障がいへの理解を深め、障がいその人の個性、特性と受け止め、共に寄り添い、支え合って生きていける、そんな社会を作っていきたいものである。そして、そのような社会では、障がいのない健常者と言われる人も心安らぐ、穏やかで温かな生活ができるであろうし、様々なハンディを背負って生きている皆さんも社会的弱者とはならず、温かなつながりのある社会の中で、自分の人生を全うすることができるに違いない。

※「農福連携」……「農業分野」と「福祉分野」が一体となって行われる取り組みであり、障がい者や高齢者などが農業に携われるよう、国や自治体、法人などが支援している。長野県では、健康福祉部・農政部・産業労働部が連携して、障がい者の農業分野への就労拡大に取り組んでいる。

## 外国人の人権について

ここ数年、休日に三々五々連れ立って田畑に沿う小道を歩いたり、自転車に乗ったりしている外国の人を見かけることが多くなった。これまで空き家だった所に外国の女性が何人もで住み、朝、自転車で仕事に出かける姿も目にする。「どこからですか」の問いに、「ベトナムです」の返答を何回か聞いた。従来からある技能実習生制度や研修生制度に加え、施行間もない改正入管難民法により、仕事をするために外国から来る人が多くなった。川上村や野辺山の野菜農家は、外国の人が働いてくれなければ人手不足に陥り高原野菜は作れないと、状況の厳しさを指摘している。製造業においても同様な状況があるようだ。外国の人が就職にたどり着くまでにはクリアすべき課題がいくつもある介護職であるが、それらを見事にこなし、立派に働いている人が何人もいるという。少子化が進む中で働き手不足は大きな社会問題であり、外国の人に頼る度合いはますます大きくなっている。

しかしながら、外国人労働者に対する対応、待遇には問題になっていることが多いという。雇用主や職場の仲間の中には安価な労働力（安い賃金、非正規の雇用、年金の未加入）としていたり、同僚としての関わりをせずに見下げて差別すること（ばか・国へ帰れと罵倒された、頭が悪い、外国人だからと言われた）などがままあるようで、働き辛さを背負っている外国の人が多いのだろう。昨年12月から今年の2月にかけて、北海道から沖縄までの信濃毎日新聞を含めて12の地方紙が、共同で300人を超える各地の外国人労働者の声を集めて調査した結果が報じられていた。それによると、生活しやすくなるための助けとして必要な事は、「日本語の勉強」を筆頭にして、「わかりやすい日本語ニュース」「多言語の生活情報」「災害時の避難情報」「近所の日本語教室」「外国語ができる病院」「役所の相談窓口」と言葉に関係することが圧倒的に多く挙げられている。その他には、「日本人と仲良くなるイベント」「日本人の相談相手」の項目も大勢の人に選択されていて、日本語を自由に話せて日本人と仲良くなりたい、自分たちのことをもっと分かってほしいという思いが強く感じられる。

本市に在住する外国人の皆さんも思いは同じであろう。本市では市民の皆さんがボランティアで外国の人に日本語を教えたり、交流を深めたりする活動をされていて、前述のような外国の人の思いにしっかり向き合ってくださっている。外国からの労働者を大切な人として迎え入れ、文化や習慣の違いをこちらから寄り添って理解するように努め、温かみで安心感の持てる人間関係を築くことは何にも勝ることはないか。

現在、外国の人の人権に関わることで大きな問題になっているのがヘイトスピーチ（本邦外出身者に対する不当な差別的言動）である。我が国が1910～1945年の間に植民地とした朝鮮半島から様々な理由で日本に移り住まざるを得なくなった人々をルーツとし、現在も我が国に住んでいる皆さん（中には中国から来た皆さん）に集中的に向けられている差別的言動である。その活動をしている団体はネット上に誤った情報を流し、聞くに耐えない罵詈雑言を拡声器で拡散させて、東京や川崎、大阪を中心にして市中をデモ行進している。朝鮮半島の植民地化や東南アジアを侵略した太平洋戦争を肯定するような歴史観が勢いを

増すようになったことや、韓国や北朝鮮、中国との外交関係が悪化した時期を契機としてヘイトスピーチが増大したようだ。

ヘイトスピーチがもたらす弊害を憂慮した国は平成28年6月に「ヘイトスピーチ解消法」を制定し、川崎市は解消法の効力を高めるため罰則を盛り込んだ条例を令和元年12月に公布した。正しく評価される歴史研究に基づいた歴史観を持つことは近隣諸国との友好を深めるためには欠かせないことである。外国からの人に頼らざるを得ない労働力不足の解消や、外国からの訪問客を増やし観光立国を旨とする国を挙げての政策などは、外国の人の人権を尊重することなしには成り立たないことを肝に銘じるべきであろう。

外国の人に対する差別の実態や意識を尋ねた質問18の「その他」のところには、「文化、生活習慣などの違いから怖いと感じたり、単純にかまえてしまう」「外国人旅行者の観光地での公共性に欠けるふるまいや言動」「選挙権がないこと」「宗教に対する偏見」「外国人に対する差別や偏見は相手を知ろうという関心や興味のなさから発生」等のことが書かれていて、これらのことは、我々の意識や日頃のニュース報道などを踏まえた一般的な受け止めであろうか。

#### **部落差別(同和問題)について**

本市では、市の方針の柱の一つとして、学校の人権同和教育に力を入れていただいている。社会人権にかかわっても、人権啓発学習会で4年間に渡って子どもたちが現在学習している内容と関連する「新しい部落の歴史」について学び合う機会を設けてきたり、人権セミナーで部落差別問題にかかわる講演を毎年行ってきたりしてきた。その成果は、質問26では56.5%の方が学校や行政における人権同和教育の取り組みの充実や、一人ひとりの部落差別問題に対する人権意識を深めることが大切であると回答していることから感ずることができる。実際、人権啓発学習会の場においても、正しい知識や理解を持つことが大切であるといった意見を参加者の前できちんと述べられる方が増えているし、質問33には「人権同和教育のさらなる充実」「小さいうちからの学びの必要性」などの意見が数多く寄せられている。その一方で、人権啓発学習会の際に「あえて部落差別について扱わなければ、自然に差別はなくなっていく」という意見が出てくる。この調査の質問33にも自然消滅論(寝た子を起こすな論)や同和教育不要論といった同様の意見も多く寄せられており、質問26では同様の考えの回答項目4と5が39.2%を占めている。

人権問題の中でも部落差別問題にだけ、この自然消滅論や不要論の考えが根強いのは何故か。その理由を問うこともなく、このような考えが依然強く残っていることが、この部落差別問題が他の人権問題では見られない大きな相違点である。世界からは、表面的において差別するような違いが見られない民族間で不条理な差別が存在することは考えられないこととされ、25年前から国連からも日本の部落差別は問題であると指摘されてきた。にもかかわらず、“部落差別”という人権課題を法律名に明確に示した法律が施行されたのは、平成28年12月に公布された「部落差別解消推進法」が初めてである。

この部落差別解消推進法には「部落差別が現存していること」「情報化社会の進展による差別の変化」「国民一人一人の理解を深め、部落差別のない社会の実現」が明記されているにも関わらず、質問19では3年が経過した現在でも、この法律名だけ知っているという方を含めても、この法律の周知度は40.5%と半数にも満たない。

また、質問20で91.3%の方が「部落差別を知っている」と回答しているにも関わらず、質問22では「差別はなくなっている」「ほとんどなくなっている」と回答した割合が36.7%を占める。さらに、質問26では38.0%の方が「あえて部落差別について扱わなければ、自然に差別はなくなっていく」という自然消滅論に賛成しており、こうした自然消滅論とか同和教育不要論を考える方が依然として多く存在している結果となっている。

自然消滅論には部落差別の存在を認めつつ、傍観していればなくなるという考えであるが、そのように考える背景に「部落差別に対する正しい知識や理解を持つ必要はない」「部落差別問題なんて自分には関係ない」という考えが根拠にあるとすれば、部落差別問題の解消のためには大きな課題といえる。

部落差別問題に対するこうした考え方は、現在大きな社会問題となっている“いじめ”における傍観者という立場の意識に通ずる。「知らなければ差別はしない」という考えはいかにも正論のように思えるが、そうであれば千年以上の長きにわたって続く部落差別が、明治の解放令、昭和の日本国憲法発布、同和対策事業特別措置法の実施、さらには世界的な人権に関わる法律や市の条例施行などが行われてきたにも関わらず、いまだに差別が存在し続けているという現実にも目を向けたい。

“いじめ”というと、子ども社会のここのように思われてきたし、34年前に起きた、担任も含め4人もの教師までもが色紙に寄せ書きした「葬式ごっこ」による中学生の自殺事件の頃は、「いじめは昔からあるものだ」「差別される側にも問題があったのだろう」という社会の考えは根強くあった。その結果、この裁判では葬式ごっこと自殺の因果関係は認められないという判決が下り、加担した教師に刑罰が科せられることもなかった（偶然にも、この考察をまとめている時、NHKでこの事件の特集番組が放映された）。同和教育が行政や学校で本格的に取り組みされる以前は、こうした人権意識が当たり前のよう存在した。そして、この“いじめ”に対する人権意識は、部落差別問題では同様の意識が根強く残っているといえる。

同和対策事業特別措置法の時限立法が切れ、それと同時に同和教育が行政施策や学校教育から消えていった地域が多くなっていった平成14年以降、子どもがいじめや児童虐待などで命を奪われるような事件が繰り返されたり増えたりしている事実も、心を育てる教育が減少していった日本社会の表れであるとも考えられる。差別は、“強者”が“弱者”を差別するだけでなく、“弱者”が“より弱者”を差別するという二重構造をも持っているということを忘れてはならない。自分がいじめられたくないという意識から、加害者側に加わったり傍観者になっていじめに加わらなかつたり（これも実は加害者にいるのだけれども）するのも、この“弱者”が“より弱者”をいじめる構造そのものであり、部落差別も同じ構

造を持っている。現在、いじめは子ども社会だけの問題ではなく、大人社会の中にも当たり前のよう存在していることがクローズアップされてきているが、実は大人社会には古くからいじめが存在し続け、そうした大人社会の姿が子ども社会のいじめがなくなるための要因となっているとも考えられる。

そして、その大人社会の最大のいじめこそが、日本社会に存在し続けている部落差別であると言える。だからこそ、部落差別問題はいじめ問題同様、解決に向け社会全体で取り組まなければいけない人権問題であるといえる。いじめ問題や子どもの虐待などに対しては、「そっとしておけばなくなる」という言葉を述べる人はいないにも関わらず、部落差別問題ではこの“見て見ぬふり”つまり傍観的なかわり方が表面化する。質問26において「自分とは直接関係ないので、差別をなくすために、当事者や関係団体が努力すればいい」という回答が1.2%あった。割合としては少ないと感ずるかもしれないが、この考えが70代以上を除けば、20、30代の世代に集中していることが課題である。「部落差別のことは意識しない」ことは、「自分とは関係ない」と考えていいということではないはずである。いじめをなくすことができない要因の“見て見ぬふり”である傍観者意識が、部落差別問題でもはっきりと表れている。

同時期に当事者を対象に実施された『部落差別に関わる意識調査』では、「差別を受けたことがある」と答えた人の内、同和対策事業特別措置法が切れた後（～20年前）に差別を受けた方が52.4%と半数を超え、さらにその内の14.3%の方が3年前に施行された部落差別解消推進法施行後にあったと回答している。差別の中身としては、意識調査と同様、結婚が最も多く、職場、学校生活と続く。さらに、「いっぱいあってきりがない。今も昔もそれほど変わっていない」「差別が強く、住んでいた村を夜逃げ同然に出てきた」「日常生活で」などの言葉も寄せられていた。さらに、半数以上の方が「黙って我慢した」と答えている。部落差別問題はこのように表面化しないだけであって、当事者の方にとっては今でも差別の中で生活しておられるということがわかる。差別はなくなっていない。

部落差別問題はこのように表面化されることが少ないうえ、マスコミなどの情報として取り上げられることも皆無に等しいために、新しい情報、正しい情報を得ることが少ない。そのために根強く残り続けている被差別部落に対する差別意識を持ち続けてしまう方や、部落差別問題は解消されたと考えてしまう方が多く存在していることが、今回の調査結果からも明らかとなった。

部落差別問題を正しく理解していくと、日本社会に存在する女性差別、障がい者差別、ハンセン病などのさまざまな人権問題も、部落差別とつながっているということも分かってくる。言い換えれば、部落差別問題を学ぶことは、決して部落差別だけを学ぶのではなく、いじめ問題やさまざまな人権問題についての正しい理解や判断にもつながっていくということである。この点からも部落差別問題を正しく学んでいくことの意義は大きい。

この意識調査をまとめている時期は、ちょうど新型コロナウイルスが日本全土にも拡散していった時期と重なった。感染者が世界的に広がるにつれて、間違った情報による不安や

差別も広がっていった。新型コロナウイルスの関連番組の中で、「正しく怖がりましょう」という言葉をよく耳にした。この言葉は“正しく知ること”が“正しい判断”につながるということを意味している。部落差別問題に限らず、正しく認知する力と判断する力を身に付けることの大切さを痛感した。

いじめ問題で最も大事なことは傍観者を作らない、傍観者も差別者であるという人権意識を育てることが求められると同様、部落差別問題においても傍観者という構造を打開していくことが最も大切なことであり、解決に向かう大切な道筋であるとする。正しく認知する力と判断する力を獲得するためには、何よりも“知ろうとする”ことから始まる。

### インターネット問題について

パソコンでインターネットが使えるようになった時から、インターネットによる弊害については問題とされてきた。しかし、日本の場合はインターネット利用の急速な広がり比べ、ネットリテラシーの取り組みについては法律化も含め十分であるとはいえない状況であるといえる。特に、スマートフォンの登場によって、インターネットによる人権侵害は深刻な社会問題となってきた。SNSなどによる書き込みは、あっという間に拡散すること、書き込まれた内容は決して消えることがないこと、差別していると感ぜないまま差別を生んでしまっていることなど、これまでにない大きな問題が潜んでおり、間違った情報を正しく判断できないことによる差別や偏見の拡散は人生をも狂わす危険性がある。

インターネットによる人権侵害は、誰もが一瞬のうちに加害者にも被害者にもなり得るという恐ろしさもあり、しかもあらゆる人権問題で起こり得る問題でもある。今回の調査結果からは、この人権侵害にもつながるという意識が40.1%と決して高くはなっていないことを考えると、これからは様々な人権問題において、インターネットとの関連にも触れていく学びや啓発を行っていく必要がある。そのためには、それぞれの人権問題を結び付けて考察していけるような質問項目を検討していくと同時に、その結果を今後の教育や啓発活動に生かしていけるようにしていくことが大切である。

### LGBT（性的指向及び性同一性障害）について

世界に比べ、日本での取り組みはこれからという人権問題である。それは質問28の考察でも触れたように、性的少数者と判る芸能人をテレビなどで目にする機会は多くなってきてはいるものの、意識調査に協力いただいた市民の方々の身の回りでは頻りに接する機会が少ないうえ、LGBTに関して正しく学ぶ機会もほとんどなかったため、今回の調査では「分からない」という回答にならざるを得ないと感ぜる。

日本にはLGBTの人が約10%いると言われている。しかし、外国ではLGBT以外にも、男女を問わず性的感情を持たない人や、自分の性別を定めることに違和感を覚える人な

どの存在にも目を向けている。また、LGBTと対比される人をストレート（身体と心が一致する人）と呼ぶが、例えばストレートな女性でも仕事の際は女性と思われたくないと考える人がいるように、100%ストレートではない人が多く存在する。こう考えると、LGBTに関わる差別や偏見は決して特別な人だけを対象にした人権問題ではないと言える。

日本は若者の自殺率が世界の中でも高く、その要因の一つにこのLGBTに関わる差別や偏見によるものも多いといわれている。LGBTの人々が差別や偏見の対象となっていないためには、LGBTに関わる学習や啓発の機会をしっかりと位置づけていく必要がある。本市の学校現場では、本年度よりLGBTに関する授業を始めている。

## まとめとして

### 1 全体を通して

様々な人権問題について、アンケートの回答に真摯に向き合っていたいただいたお陰で、このように市民の皆様が考えてくださっている人権意識についての考察ができたことに感謝を申し上げたい。

各質問の考察にも述べてきたが、幼い子どもたちへの虐待問題や障がい者の方々に対するの陰惨な事件などが起こってきたこと、今まで認知すらされなかった性的少数者（LGBT）の皆さんが声を上げてきて、新しい人権問題として認知されてきたこと、人権三法が平成28年に続けて施行されたことなどを合わせて、市民の皆さんが人権について真剣に考えてくださっていたことが、前回より関心度が高まってきたことに繋がってきたと考える。非常に関心があると答えた年代が、20代から40代であり、人権侵害にあったと答えられた年代とも重なるので、これからの啓発活動や研修会などの内容を検討する時に、この点を考慮して取り組んでいてもらいたいところである。

前回は、20代の人権全般への関心度や同和問題に対する関心度が、他の年代と比べかなり低かった点が指摘されていたが、今回は他の年代と遜色がないほど良くなってきているので、本市の学校人権同和教育が充実してきている成果だと考える。

### 2 今後の取り組みについて

これからは人権問題についての市民の皆さんからのアンケート結果を、どのように活かしてそれぞれの人権問題に取り組んでいくかが鍵となるだろう。質問29の「人権問題についての理解を深め、人権意識を高めていくために、今後どのような取り組みが必要か」の回答に「学校教育の中で教えていく」が61.9%と一番高かったが、学校教育の場でしっかり教えてほしいという願いを皆さんの多くが持っているということなので、先生方に期待するところが大きいということである。学校現場で先生が先生を虐めているというショッキングな事件が報道され、大きな反響を呼んだことや「子どもの人権」のところの考察にもあるが、「葬式ごっこ」のいじめ事件に先生方も加担していたことなどを考え、人を教え導

く先生方もより一層人権感覚を高め、人権意識の高揚に努めてほしいと願う。

同じく質問29で「企業や職場での啓発活動を行う」が4番目にランキングされ、「女性の人権」のところで女性に対する差別・偏見がどのような面にあるかの問いに「職場で」が一番にランキングされていた。「パワハラされた・セクハラされた」が前回より増えてきたことや待遇などの面も合わせ、日常生活の中で一番長く居る職場での人権感覚や人権意識の向上を図っていくために、職場の実態を大事にした企業における研修を積み重ねてほしい。また、「家庭の中で」「保護者への啓発活動」「地域の啓発活動」なども多くの回答をいただいたことを考えると、啓発活動にあたって計画的に継続的かつ有効的な市の施策が必要であろう。アンケートを実施した市の責務として、今回の意識調査の結果をどう施策に生かすか検討し合い、市民への呼びかけのヒントにしたり、アンケート結果を市の広報に載せて紹介したり、市民の皆さんに認知してもらえるような内容を盛り込んだパンフレットを作成して配布したりするなどの啓発活動を推進していただきたい。

人権意識のアンケートの考察をして、やはり人権問題は、自らがまず問題意識を持てるかどうか、差別・偏見などを見聞きした時に怒りが持てるかどうかで、諸問題への対処の仕方が変わってくるだろうと感じた。人権問題を正しく知ることや理解することはもちろんであるが、みんなの「見聞きした人権問題を鏡にして、その鏡に向かって自分はどう考え、どう行動するかを問う」行為の積み重ねが、人権問題の減少につながっていくのだろうと考える。

質問33については、日頃から感じていることなどをたくさんお寄せいただき、他の質問事項からは知ることができなかったお考えを市として知ることができたことは、本当にありがたいことだと感謝申し上げたい。

今後の行政の真摯な取り組みが、ご多用中アンケートに協力してくださった方々へのお礼になると考える。この意識調査の結果が、様々な分野で活用されることを願う。

# 資 料

- ・「人権と暮らしの意識調査」アンケート回答用紙(P46～48)
- ・人権尊重のまちづくり条例(P49)
- ・東御市人権施策の基本方針・基本計画体系図(P50～51)
- ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(P52～53)
- ・本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律  
(P54～55)
- ・部落差別の解消の推進に関する法律(P56)

## 人権と暮らしについての意識調査

令和元年9月  
東 御 市

## 調査ご協力をお願い

日頃から市政について、ご理解ご協力をいただきありがとうございます。

さて、東御市では、全ての人が尊重されるまちを目指して、「東御市人権施策の基本方針・基本計画」に基づき、部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃と人権の擁護を図るための人権施策を推進しています。

このたび、社会情勢の変化に伴う人権課題の現状把握と今後の人権施策の参考にするため、「人権と暮らしについての意識調査」を行うことになりました。

この調査は、市内に在住する20歳以上の方の中から無作為に抽出した2,000名の方を対象に行うもので、その一人として、あなたにお願いすることになりました。人権と暮らしについて、あなたの率直なお考えをお聞かせください。

調査は無記名で、統計的に集計を行いますので、個人が特定されることはありません。また、調査の目的以外には決して使用いたしません。

**お忙しいところ誠に恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいませうよろしくお願ひします。**

## ＜ご記入にあたってのお願い＞

- 1 封筒のあて名のご本人がご記入ください。ご本人のご記入が困難な場合は、可能な範囲で、ご家族等がご本人から聞き取って代筆をお願いします。
- 2 記入は鉛筆、またはボールペンなどではっきりとお書きください。
- 3 答えは、あてはまる回答の番号に○印をつけてください。
- 4 答えが「その他」の場合は（ ）の中へ具体的にお書きください。
- 5 この調査についてのお問い合わせなどがありましたら、下記の事務局へお願ひいたします。
- 6 **アンケートの回答用紙は、10月31日(木)までに同封の封筒(切手不要)に入れてご返送ください。**

## 【事務局】

市民生活部人権同和政策課人権同和政策係(東部人権啓発センター内)  
TEL 64-5902

お答えを統計的に整理するため、あなたご自身についてご回答ください。(該当欄に○印)

性別

男	女	選択しない

年齢

20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上

※該当する番号に○印をつけてください。

質問1 日本の社会では、女性、子ども、高齢者、障がい者、部落差別(同和問題)などの差別をはじめ様々な人権問題がありますが、あなたは、人権問題に関心を持っていますか。(ひとつだけ○をしてください。)

- 1 非常に関心がある
- 2 どちらかというに関心がある
- 3 どちらかというに関心がない
- 4 まったく関心がない

質問2 あなたは、日常生活の中で自分の人権が侵害されたと感じることはありませんか。(ひとつだけ○をしてください。)

- 1 ある
- 2 ない

質問3 質問2で「1 ある」と答えた方にお聞きします。

その人権侵害はどのようなものでしたか。(複数回答可)

- 1 悪口・うわさ・かざり
- 2 仲間はずし・無視
- 3 プライバシーの侵害(他人に知られたくない個人情報を知らされた)
- 4 出身・身上
- 5 暴力・脅迫・強要
- 6 DV(身近な人からの暴力)
- 7 セクシュアル・ハラスメント(性的嫌がらせ)
- 8 パワー・ハラスメント(地位や立場の弱い人への嫌がらせ)
- 9 ストーカー行為
- 10 その他(具体的に )

令和元年度東御市人権と暮らしについての意識調査 1/10

## アンケート回答用紙

質問4 質問2で「1 ある」と答えた方にお聞きします。

そのときどのような対応をしましたか。(複数回答可)

- 1 だまって我慢した
- 2 相手に抗議した
- 3 親や兄弟姉妹、子どもや親戚など身近な人に相談した
- 4 人権よろず相談、人権啓発センターや市役所など行政機関に相談した
- 5 弁護士に相談した
- 6 法務局や人権擁護委員に相談した
- 7 警察に相談した
- 8 人権問題に取り組んでいる運動団体等に相談した
- 9 その他(具体的に )

質問5 現在の日本は、人権が尊重されている社会だと思いますか。

(ひとつだけ○をしてください。)

- 1 そう思う
- 2 そう思わない
- 3 よくわからない

質問6 男女共同参画社会の実現のために、国・県・市町村において様々な取り組みを進めていますが、「男女共同参画社会」についてご存じですか。

(ひとつだけ○をしてください。)

- 1 知っている
- 2 言葉だけは知っている
- 3 知らない

質問7 あなたは、女性に対する差別・偏見があると思いますか。

(ひとつだけ○をしてください。)

- 1 あると思う
- 2 ないと思う
- 3 よくわからない

## アンケート回答用紙

質問8 質問7で「1 あると思う」と答えた方にお聞きします。

現在、どのような面に差別の実態や意識があると思いますか。(複数回答可)

- 1 家庭生活で(家事、育児など)
- 2 就職のとき
- 3 職場で(待遇・賃金など)
- 4 地域で(地区における役員・役割など)
- 5 社会制度などの面で
- 6 インターネット上で(掲示板での書き込みなど)
- 7 その他(具体的に )

質問9 あなたは、社会で子どもの人権が守られていると思いますか。

(ひとつだけ○をしてください。)

- 1 守られていると思う
- 2 守られていないと思う
- 3 よくわからない

質問10 質問9で「2 守られていないと思う」と答えた方にお聞きします。

現在、どのような面で子どもの人権が守られていないと思いますか。(複数回答可)

- 1 いじめ(学校などでの)
- 2 虐待(学校・家庭以外)
- 3 学校での体罰・虐待
- 4 家庭での体罰・虐待(育児放棄含む)
- 5 暴力や性など子どもにとって有害な情報(有害図書などで)
- 6 インターネットや携帯電話・スマートフォンで(ネットいじめ、性被害等)
- 7 その他(具体的に )

質問11 あなたは、高齢者に対する差別・偏見があると思いますか。

(ひとつだけ○をしてください。)

- 1 あると思う
- 2 ないと思う
- 3 よくわからない

質問 12 質問 11 で「1 あると思う」と答えた方にお聞きします。

現在、どのような面に差別の実態があると思いますか。(複数回答可)

- 1 生活面で（道路の段差や公共施設の設備等）
- 2 医療や福祉で
- 3 日常的な態度や言葉、交際など
- 4 インターネット上で（掲示板での書き込みなど）
- 5 その他（具体的に）

質問 18 あなたは、平成 28 年 4 月に施行された障害者差別解消法についてご存知ですか。(ひとつだけ○をしてください。)

- 1 内容を含め知っている
- 2 法律名だけ知っている
- 3 知らない

質問 14 あなたは、障がい（身体障がい・知的障がい・精神障がい）のある人に対する差別・偏見があると思いますか。(ひとつだけ○をしてください。)

- 1 あると思う
- 2 ないと思う
- 3 よくわからない

質問 15 質問 14 で「1 あると思う」と答えた方にお聞きします。

現在、どのような面に差別の実態や意識があると思いますか。(複数回答可)

- 1 生活面で（道路の段差や公共施設の設備等）
- 2 医療や福祉で
- 3 教育で
- 4 就職で
- 5 結婚で
- 6 日常的な態度や言葉、交際など
- 7 インターネット上で（掲示板での書き込みなど）
- 8 その他（具体的に）

令和元年度東御市人権と暮らしについての意識調査 4/10

質問 16 あなたは、平成 28 年 6 月に施行されたヘイトスピーチ解消法についてご存知ですか。(ひとつだけ○をしてください。)

- 1 内容を含め知っている
- 2 法律名だけ知っている
- 3 知らない

質問 17 あなたは、日本に在住している外国人の人に対する差別・偏見があると思いますか。(ひとつだけ○をしてください。)

- 1 あると思う
- 2 ないと思う
- 3 よくわからない

質問 18 質問 17 で「1 あると思う」と答えた方にお聞きします。

現在、どのような面に差別の実態や意識があると思いますか。(複数回答可)

- 1 教育で
- 2 就職や職場での待遇などで
- 3 結婚で
- 4 医療や福祉で
- 5 日常的な態度や言葉、交際など
- 6 アパートなどの入居の拒否
- 7 公共施設の利用拒否
- 8 インターネット上で（掲示板での書き込みなど）
- 9 その他（具体的に）

質問 19 あなたは、平成 28 年 12 月に施行された部落差別解消推進法についてご存知ですか。(ひとつだけ○をしてください。)

- 1 内容を含め知っている
- 2 法律名だけ知っている
- 3 知らない

質問 20 あなたは、部落差別（同和問題）を知っていますか。(ひとつだけ○をしてください。)

- 1 知っている
- 2 知らない

令和元年度東御市人権と暮らしについての意識調査 5/10

質問 21 質問 20 で「1 知っている」と答えた方にお聞きします。

あなたが、部落差別（同和問題）について、初めて知ったきっかけは何ですか。(ひとつだけ○をしてください。)

- 1 父母や家族から聞いた
- 2 親戚の人から聞いた
- 3 近所の人から聞いた
- 4 友達から聞いた
- 5 学校の授業で教わった
- 6 職場の人から聞いた
- 7 テレビ、新聞、本などで知った
- 8 講演会、研修会などで聞いた
- 9 県や市町村の広報誌などで知った
- 10 インターネット上で知った
- 11 その他（具体的に）

質問 22 あなたは、部落差別（同和問題）についてどのように考えていますか。次の中からあなたのお考えに最も近いものを選んでください。(ひとつだけ○をしてください。)

- 1 今も差別が根強く残っている
- 2 改善されているが、まだ残っている
- 3 ほとんど差別は解消された
- 4 差別は解消された

質問 23 質問 22 「1 今も差別が根強く残っている」と「2 改善されてきているが、まだ残っている」を答えた方にお聞きします。どのような面に部落差別（同和問題）の実態や意識があると思いますか。(複数回答可)

- 1 住宅などの生活環境
- 2 教育・学歴
- 3 医療・福祉で
- 4 就職するとき
- 5 職場のつきあいや仕事
- 6 結婚
- 7 近所づきあい
- 8 インターネット上で（掲示板での書き込みなど）
- 9 身元調査
- 10 転居・引越（居住を避けるなど）
- 11 その他（具体的に）

令和元年度東御市人権と暮らしについての意識調査 6/10

質問 24 あなたが被差別部落（同和地区）出身の人と結婚しようとしたとき、親や親戚から反対されたらどうしますか。(既婚の方も未婚だと仮定してお答えください。)(ひとつだけ○をしてください。)

- 1 自分の意思を貫いて結婚する
- 2 親や親戚の説得に全力を傾けた後に、自分の意思を貫いて結婚する
- 3 家族の者や親戚の者の反対があれば、結婚しない
- 4 結婚しない

質問 25 あなたのおさんの結婚しようとする相手が、被差別部落（同和地区）出身の人であった場合は、あなたはどうしますか。(おさんがすでに結婚されている方や現在おさんがいない方も、ご自分のおさんがこれから結婚すると仮定してお答えください。)(ひとつだけ○をしてください。)

- 1 相手の出身は問題にしない
- 2 子どもの意思を尊重する
- 3 親としては反対であるが、子どもの意思が強ければ結婚を認める
- 4 他の家族や親戚の反対があれば、結婚を認めない
- 5 結婚を認めない

質問 26 あなたは部落差別（同和問題）を解決するにはどうしたらよいと思いますか。次の中からあなたのお考えに最も近いものを選んでください。(ひとつだけ○をしてください。)

- 1 一人ひとりが自ら差別を許さない自覚を持ち、自分の問題として解決に努力すべきである
- 2 部落差別（同和問題）についての学習会などに参加し、正しい知識を学び、人権尊重の意識を高めて行動することが大切である
- 3 行政・学校・企業などで、部落差別（同和問題）をはじめとする、あらゆる人権教育や啓発活動を行っていくことがよい
- 4 自分とは直接関係ないので、差別をなくすために、当事者や関係団体が努力すればよい
- 5 部落差別（同和問題）をあえて取り上げなければ、自然になくなっていくと思う
- 6 その他（具体的に）

令和元年度東御市人権と暮らしについての意識調査 7/10

質問 27 あなたは、インターネットによる人権侵害に関し、現在、どのような問題が起きていると思いますか。(複数回答可)

- 1 他人を誹謗中傷する表現を掲載すること
- 2 差別を助長する表現を掲載すること
- 3 出会い系サイトなど犯罪を誘発する場となっていること
- 4 捜査の対象となっている未成年者の実名や顔写真を掲載すること
- 5 ネットボルノなど違法、有害なホームページ等が存在すること
- 6 ないと思う
- 7 その他 (具体的に )

質問 28 あなたは、性的指向及び性同一性障害 (LGBT) に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。(複数回答可)

- 1 職場、学校において、嫌がらせをすること
- 2 差別的な言動をすること
- 3 就職・職場で不利な扱いをすること
- 4 アパート等の住宅への入居を拒否すること
- 5 じろじろ見られたり、避けられたりすること
- 6 性的指向及び性同一性障害がい者に対する理解が足りないこと
- 7 ないと思う
- 8 その他 (具体的に )

質問 29 人権問題についての理解を深め、人権意識を高めていくためには、今後どのような取り組みが必要だとお考えですか。(複数回答可)

- 1 自ら学習していく
- 2 学校教育の中で教えていく
- 3 家庭の中で教えていく
- 4 園児・児童・生徒の保護者 (PTA 等) へ啓発活動を行う
- 5 地域での啓発活動を行う
- 6 企業や職場での啓発活動を行う
- 7 市が啓発活動を積極的に行う
- 8 民間運動団体の充実を図る
- 9 慣習や社会の仕組みを改善していく
- 10 その他 (具体的に )

令和元年度東御市人権と暮らしについての意識調査 8/10

質問 30 あなたは、人権問題 (女性、子ども、高齢者、障がい者、部落差別 (同和問題) など) についての学習・講演会への参加や、研修を受けた事がありますか。(複数回答可)

- 1 小学校で受けた
- 2 中学校で受けた
- 3 高校で受けた
- 4 大学で受けた
- 5 職場の研修で受けた
- 6 一般市民等対象の講座などで受けた (人権講演会、東御人権セミナー等)
- 7 地域 (地区) 懇談会で受けた (人権啓発学習会等)
- 8 受けたことはない
- 9 その他 (具体的に )

質問 31 今後、人権問題としてあなたが特に取り組む必要があると思うものを選んでください。(複数回答可)

- 1 女性の人権
- 2 子どもの人権
- 3 高齢者の人権
- 4 障がい者の人権
- 5 部落差別 (同和問題)
- 6 外国人の人権
- 7 インターネット上の人権
- 8 性的指向および性同一性障害者 (LGBT) の人権
- 9 HIV (エイズ) 感染者、ハンセン病等に関する問題
- 10 刑を終えて出所した人の人権
- 11 犯罪被害者とその家族の人権
- 12 ホームレスの人権
- 13 北朝鮮当局によって拉致された被害者等
- 14 アイヌの人々に関する人権問題
- 15 その他 (具体的に )

令和元年度東御市人権と暮らしについての意識調査 9/10

質問 32 あなたは、人権啓発を推進するためには、どのような啓発活動が効果的だと思いますか。(複数回答可)

- 1 講演会・研修会
- 2 展示会
- 3 広報紙・パンフレット・ポスター
- 4 テレビ・ラジオ
- 5 映画・ビデオ
- 6 新聞・雑誌
- 7 ワークショップ (専門家を交えた少人数の討論会)
- 8 高齢者・障がい者等との交流会
- 9 インターネット・Eメール
- 10 自由な意見が交換できる会合
- 11 その他 (具体的に )

質問 33 人権が尊重され、差別や偏見のない明るい東御市をつくるために、あなたのご意見やご要望等がありましたら、ご記入ください。

---



---



---



---



---



---



---



---



---



---



---



---



---



---



---



---



---



---



---



---



---



---

以上で終了です。ご協力ありがとうございました。  
恐れ入りますが、10月31日(木)までに同封の封筒(切手不要)に入れてご返送ください。

令和元年度東御市人権と暮らしについての意識調査 10/10

# 東御市人権尊重のまちづくり条例

平成 16 年 12 月 28 日 条例第 185 号

## (目的)

第 1 条 この条例は、すべての国民が基本的人権を享有し、法の下において平等であることを保障している日本国憲法の理念及びすべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等であるとする世界人権宣言の精神にのっとり、同和問題、子ども、女性、障害者、高齢者等の人権に関する問題についての取組みを推進し、差別のない真に人権が尊重されるまちづくりに寄与することを目的とする。

## (市の責務)

第 2 条 市は、前条の目的を達成するため、人権尊重のまちづくりに関する施策(以下「人権施策」という。)を積極的に推進するとともに、市行政のあらゆる分野で人権に配慮し、人権尊重の環境づくり並びに人権意識の醸成及び高揚に努めなければならない。

2 市は、人権施策を推進するにあたっては、国、県及び関係団体と密接な連携を図るよう努めなければならない。

## (市民の責務)

第 3 条 市民は、互いに人権を尊重し、自らが人権尊重のまちづくりの一員であることを自覚し、人権意識の向上に努めるとともに、市が行う人権施策に協力しなければならない。

## (基本方針)

第 4 条 市長は、人権施策の総合的な推進を図るため、人権施策の基本となるべき方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 基本方針は、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 人権尊重の基本理念

(2) 人権に関する意識の高揚に関すること。

(3) 同和問題、子ども、女性、障害者、高齢者等の人権に関する問題についての課題ごとの施策に関すること。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、人権尊重のまちづくりのために必要な事項

3 市長は、基本方針を定めるにあたっては、あらかじめ、次条第 1 項の規定により設置される東御市人権尊重のまちづくり審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、基本方針を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前 2 項の規定は、基本方針の変更等について準用する。

## (人権尊重のまちづくり審議会)

第 5 条 基本方針その他人権施策について調査審議し、及び推進するため、東御市人権尊重のまちづくり審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、人権尊重のまちづくりに関する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

3 審議会は、委員 15 人以内で組織し、人権に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

4 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 前 5 号に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

## (委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(東御市特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

2 東御市特別職の職員等の給与に関する条例(平成 16 年東御市条例第 45 号)の一部を次のように改正する。

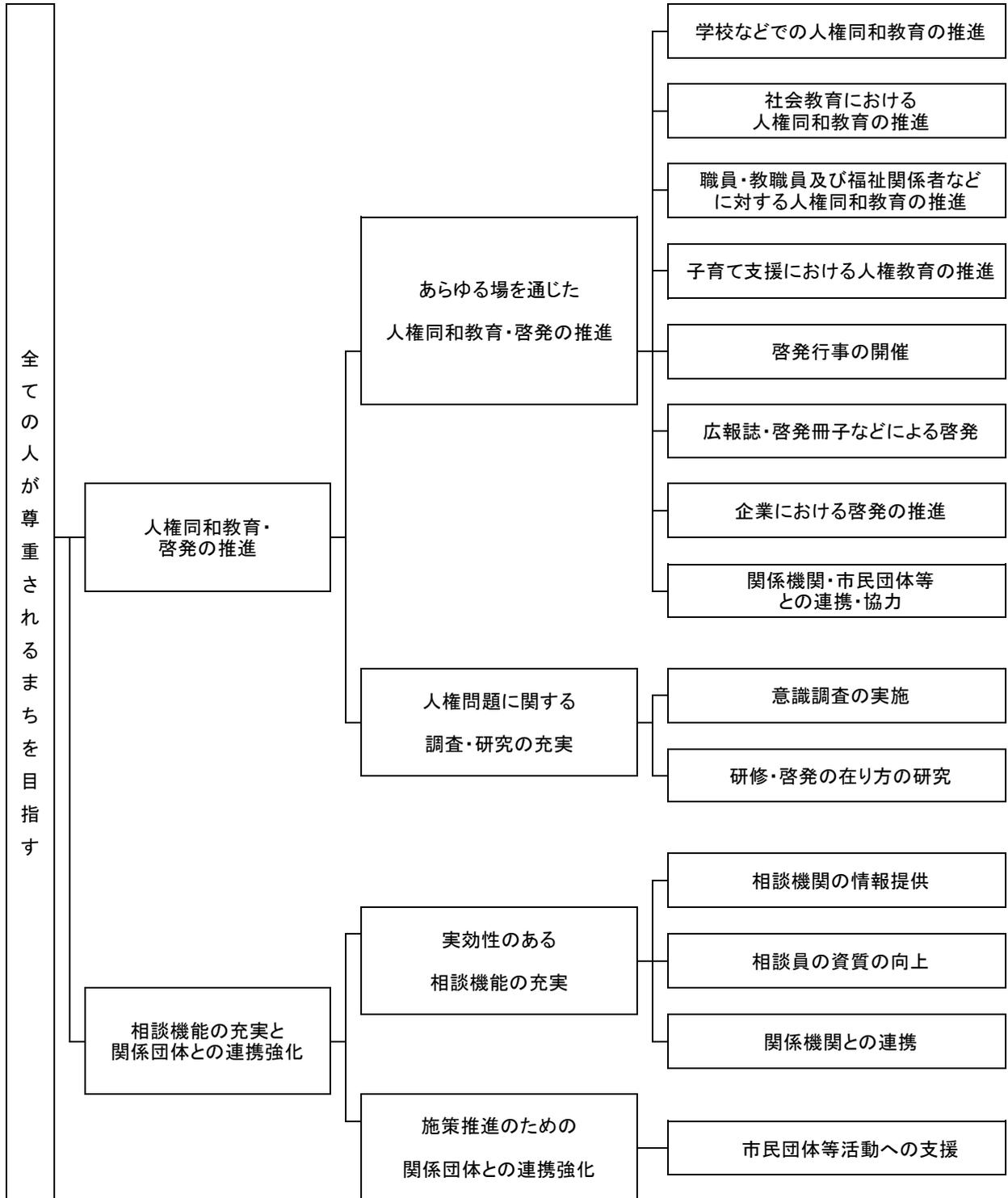
# 東御市 人権施策の基本方針・基本計画 体系図

## ○施策の体系

【 基本方針 】

【 基本施策の推進 】

【 施策の体系 】



※ 関係団体とは、関係行政機関、市民団体、民間法人を指します。

## ○課題別施策の方向

【 課 題 】

【 施 策 の 方 向 】

同和問題	同和問題の早期解決、人権啓発学習の継続
子どもの人権	児童虐待の早期発見と早期対応、家庭・地域・学校の連携
女性の人権	性別役割意識の解消、DVの防止
障がい者の人権	ノーマライゼーションの普及促進
高齢者の人権	偏見を取り除く、心配ごとの相談体制の充実
外国人の人権	交流・異文化の理解
その他の人権問題	正しい知識の普及、偏見の解消

# 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

## (通称：障害者差別解消法)

平成28年4月1日 法律第65号

### 第一章 総則

#### (目的)

第一章 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四条）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

#### (定義)

第一条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- 三 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第七号、第十条及び附則第四条第一項において同じ。）及び地方独立行政法人をいう。
- 四 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。
  - イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
  - ロ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち二の法令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
  - ハ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三条第二項に規定する機関（ホの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
  - ニ 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの
  - ヘ 会計検査院
- 五 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。
  - イ 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。（ロにおいて同じ。）
  - ロ 法律により直接に設置された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの
- 六 地方独立行政法人 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人（同法第二十一条第三号に掲げる業務を行うものを除く。）をいう。
- 七 事業者 商業その他の事業を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）をいう。

### (国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

### (国民の責務)

第三条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

### (社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備)

第四条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に関する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

## 第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

第五条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向
  - 二 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
  - 三 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
  - 四 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするとき、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かななければならない。
- 5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

\* この法律は、この後、第三章 行政機関等及び事業者における理由とする差別を解消するための措置、第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置、第五章 雑則、第六章 罰則、そして、附則と続く大変長い法律です。したがって、ここには基本となる第一章、第二章のみ掲載します。

### 独立行政法人通則法（第二条のみ）

平成11年 法律103号

第二条 この法律において「独立行政法人」とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるもの（以下この条において「公共上の事務等」という。）を効果的かつ効率的に行わせるため、中期目標管理法、国立研究開発法人又は行政執行法人として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。

★平成31年4月現在、独立行政法人は、国立公文書館、日本医療研究開発機構、国立美術館、国民生活センター、国際協力機構、大学入試センター、日本スポーツ振興センター、造幣局、海洋研究開発機構、年金積立金管理運用独立行政法人等、計87の法人があります。

# 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律

## (通称：ヘイトスピーチ解消法)

平成28年6月3日 法律第68号

### (前文)

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽動（せんだう）する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をこのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

### (定義)

第二条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

### (基本理念)

第三条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

### (国及び地方公共団体の責務)

第四条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施す

るとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

## 第二章 基本的施策

### (相談体制の整備)

第五条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

### (教育の充実等)

第六条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

### (啓発活動等)

第七条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

## 附 則

### (施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

### (不当な差別的言動に係る取組についての検討)

2 不当な差別的言動に係る取組については、この法律の施行後における本邦外出身者に対する不当な差別的言動等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

# 部落差別の解消の推進に関する法律

## (通称:部落差別解消推進法)

平成28年12月16日 法律第109号

### (目的)

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

### (基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

### (国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

### (相談体制の充実)

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

### (教育及び啓発)

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

### (部落差別の実態に係る調査)

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

### 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

# 人権と暮らしについての意識調査 報告書

令和2年3月

発行 長野県 東御市 市民生活部 人権同和政策課

〒389-0592 長野県東御市県 288-3

電話 0268-64-5902